

令和7年度
(6月期)

立 木

一 般 競 争

入 札 案 内 書

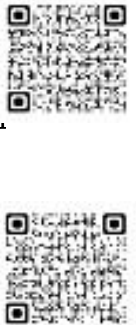


物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい!!

四国森林管理局ホームページ「注目情報」の立木販売をクリック
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.htm>

一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>



四 国 森 林 管 理 局

森林整備課 088-821-2200
資源活用課 088-821-2170

徳島森林管理署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛媛森林管理署	089-924-0550
四万十森林管理署	0880-34-3155
嶺北森林管理署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安芸森林管理署	0887-34-3145

公 告 事 項 （ 抜 粋 ）

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札して下さい。

1. 産物の所在場所	別紙 各署（所）案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
2. 産物の種類及び ・数量	別紙 各署（所）案内書「販売物件明細書」のとおりです。
3. 入札及び開札の 場所及び日時	別紙 各署（所）案内書のとおりで。
4. 郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 （封筒には朱字で「 立木入札書在中 」と明記してください）
5. 搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡を完了した日から起算して・・・8ヶ月～36ヶ月
6. 入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理（支）局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
7. 入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載下さい。
8. 落札者の決定	当署の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
9. 入札保証金	入札保証金は免除します。
10. 代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は6ヶ月以内とします。
11. 代金の納入又は 延納担保の提供 期限	契約締結の日から起算して20日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は前日となりますので、ご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12. 契約保証金	契約保証金は免除します。
13. 契約締結期限	別紙 各署（所）案内書のとおりで
14. 適格請求書 （インボイス）	適格請求書（インボイス）の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することをもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下19のとおり。
15. 現地案内	別紙 各署（所）案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16. 特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17. その他	1）落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5、契約解除の場合は100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。 2）契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 3）詳細については各署（所）に閲覧用を備え付けていますのでご覧下さい。
18. 問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては各署（所）にお問い合わせ願います。
19. 仕入税額控除の 対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。 ※2 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

	記		
	【愛媛署】	1 号物件 (分収育林)	8. 6 9 %
		2 号物件 (分収育林)	8. 5 8 %
		3 号物件 (分収育林)	7. 7 5 %
	【四万十署】	1 号物件 (分収育林)	8. 4 0 %
		2 号物件 (分収育林)	6. 9 2 %
		3 号物件 (分収育林)	7. 1 9 %
		4 号物件 (分収育林)	7. 6 4 %
		5 号物件 (分収造林)	1 0. 0 0 %
		6 号物件 (分収造林)	2. 0 0 %
	【嶺北署】	1 号物件 (分収育林)	8. 8 9 %
		2 号物件 (分収育林)	5. 2 4 %
		3 号物件 (分収育林)	7. 1 5 %
		4 号物件 (分収育林)	3. 9 4 %

6 月期公売物件一覧表

愛媛森林管理署

入札日：令和 7 年 6 月 3 0 日（水） 1 0 : 0 0

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第 1 号	皆 伐	愛媛県宇和島市津島町下畑地 陰平山国有林 2004 林班ち 4 小班	ヒノキ外	8,544	4,155.64	分収育林		○	○
第 2 号	皆 伐	愛媛県宇和島市津島槇川 狩場山 2006 林班 い 3 小班	ヒノキ外	18,691	7,150.31	分収育林		○	○
第 3 号	皆 伐	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良 奈良奥山 2051 林班は小班	スギ外	6,677	2,764.57	分収育林		○	○
第 4 号	皆 伐	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林 55 林班に小班	スギ外	2,932	2,526.21			○	

四万十森林管理署

入札日：令和 7 年 6 月 2 7 日（金） 1 4 : 0 0

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第 1 号	皆 伐	高知県宿毛市平田町戸内 榎郷山国有林 1023 林班ろ小班	ヒノキ外	16,087	7,275.63	分収育林	○	○	○
第 2 号	皆 伐	高知県宿毛市平田町戸内 榎郷山国有林 1023 林班へ小班	ヒノキ外	16,868	7,877.27	分収育林	○	○	○
第 3 号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町芳川 中川内山国有林 4011 林班い 2 小班	ヒノキ外	8,275	3,233.34	分収育林		○	○
第 4 号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町芳川 中川内山国有林 4011 林班い 3 小班	スギ外	14,246	6,878.48	分収育林		○	○
第 5 号	皆 伐	高知県宿毛市山奈町山田 イデカ谷山国有林 1037 林班に小班	スギ外	12,895	5,469.86	分収造林		○	
第 6 号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町坂本 小川東平山国有林 1045 林班は小班	ヒノキ外	18,766	6,567.47	分収造林	○		
第 7 号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町日野地 森ヶ内山国有林 3027 林班い小班外	ヒノキ外	7,245	2,610.18		○	○	
第 8 号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町下津井 坂島山国有林 4067 林班ろ小班	ヒノキ外	7,017	4,086.78			○	

嶺北森林管理署

入札日：令和7年6月23日（月） 10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 2 小班	スギ外	10,140	3,630.66	分収育林			○
第2号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 11 小班	スギ外	7,140	3,635.26	分収育林			○
第3号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 12 小班	スギ外	8,852	4,309.47	分収育林			○
第4号	皆 伐	高知県吾川郡いの町戸中 葛箆谷黒滝山 231 林班よ 1 小班	ヒノキ外	7,162	2,647.66	分収育林			

安芸森林管理署

入札日：令和7年6月26日（木） 10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1155 林班い小班	スギ外	4,402	2,292.84			○	○
第2号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1155 林班い 1 小班	スギ外	4,503	2,561.54			○	○
第3号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1158 林班い 1 小班	スギ外	2,577	1,938.33			○	○
第4号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1158 林班い 11 小班	スギ外	5,721	2,414.26			○	○

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧ください。

また、上記の公売物件一覧表に①搬出路、②選木土場、③近隣の落札箇所の欄を追加しました。

③、②の欄に「○」が記入されているものは、ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。

③の欄は、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、発注年(R○.○)を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

- 1 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。
- 2 その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

- 3 事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

- 4 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html）を遵守し、林地等の保全に努めること。
また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>）を前項3の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

- 5 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。
 - (2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。
 - (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。
 - (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

- 6 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。
 - (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。
 - (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
 - (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1箇所へ大量に集積しないこと。
また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

- 7 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - (1) 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - (2) 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - (3) 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - (4) 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - (5) 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

(支障木の届出)

8 伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

(支障木買受申請書)

9 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

(支障木調査時の立会)

10 第8項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

(支障木の伐倒)

11 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

(支障木伐倒の特例)

12 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。

(1) 第8項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。

(2) 第9項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

(伐倒済み支障木の保存)

13 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

(物件以外の立木の伐倒禁止)

14 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

(関係機関等への手続き)

15 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

(作業中止命令等)

16 第1項から第15項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。

2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。

この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(撤収作業開始の届出)

17 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の1週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

(撤収方法の指示)

- 18 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

(作業終了後の処理)

- 19 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

(搬出済届)

- 20 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

(跡地検査の立会)

- 21 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

- 1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html>）を遵守すること。

- 2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

(各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き)

- 3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

(森林作業道の仕様等)

- 4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>)及び「森林作業道作設標準例」

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>)に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。

なお、ゲートは官給品とする。

ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

(森林作業道作設の是正指示)

- 5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

- 7 買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

- 8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - （１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - （２）費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。
この払込にかかる費用は買受人が負担すること。
なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。
 - （３）費用負担者の人数及び供託を必要とする人数
別紙 各署（所）案内書に記載のとおり
- 3 延納金及び延滞金
 - （１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - （２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - （１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - （２）分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。
この払込にかかる費用は買受人が負担すること。
- 3 延納金及び延滞金
 - （１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - （２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結すること。

愛媛森林管理署入札案内書 (第2回)

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入札日時：令和7年6月30日(月)実施(10時00分締切 即時開札)
入札場所：愛媛森林管理署 会議室
契約締結期限：令和7年7月7日(月)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本 数	材 積	備 考
第1号	皆伐	愛媛県宇和島市津島町下畑地 陰平山国有林2004林班ち4小班	ヒノキ外	8,544	4,155.64	分収育林
第2号	皆伐	愛媛県宇和島市津島横川 狩場山2006林班 い3小班	ヒノキ外	18,691	7,150.31	分収育林
第3号	皆伐	愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良 奈良奥山2051林班は小班	スギ外	6,677	2,764.57	分収育林
第4号	皆伐	愛媛県喜多郡内子町中川 小田深山国有林55林班に小班	スギ外	2,932	2,526.21	

(別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供 託 者 数	総 口 数
第1号	12名	0名	91.90口
第2号	24名	0名	120.38口
第3号	11名	0名	40.03口

販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 1 号**

2(物件所在地 愛媛県宇和島市津島町下畑地
及び国有林名等) 陰平山国有林 2004林班 ち4小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.52 ha

5(林齢) 65 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,652	1,820.83	
ヒ ノ キ	5,861	2,325.11	
カ シ	11	3.73	
サ ク ラ	3	1.33	
そ の 他 L	17	4.64	
計	8,544	4,155.64	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

林道の使用車両は、4t仕様車(ホイールベース4.3m以下)の車両とします。
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、津島森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)	陰平山国有林 2004林班 ち4小班	5.52 ha	65 年生	第 1 号
----------	--------------------	---------	-------	-------

直 径	スギ		ヒノキ		カシ		サクラ		その他L					
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			1	0.02										
10	1	0.03	1	0.04										
12	3	0.21	8	0.64										
14	18	1.98	74	8.14										
16	61	9.76	259	38.85										
18	127	29.21	493	103.53										
20	207	62.10	771	192.75										
22	262	99.56	959	316.47										
24	291	133.86	1,005	381.90	4	0.98			9	2.15				
26	316	167.48	888	408.48	4	1.24	1	0.26	4	1.05				
28	303	190.89	640	339.20			1	0.42	2	0.69				
30	253	189.75	405	255.15	1	0.44			1	0.30				
32	214	179.76	207	146.97	1	0.45	1	0.65	1	0.45				
34	171	167.58	87	72.21										
36	121	130.68	40	36.40	1	0.62								
38	85	102.00	16	16.00										
40	70	95.20	5	5.75										
42	53	78.44	1	1.25										
44	36	58.32	1	1.36										
46	24	43.44												
48	14	27.30												
50	11	24.31												
52	5	11.90												
54	2	5.22												
56	2	5.44												
58	1	2.91												
60														
62														
64	1	3.50												
計	2,652	1,820.83	5,861	2,325.11	11	3.73	3	1.33	17	4.64				
													8,544	4,155.64

立木物件位置図

(売払番号1号)

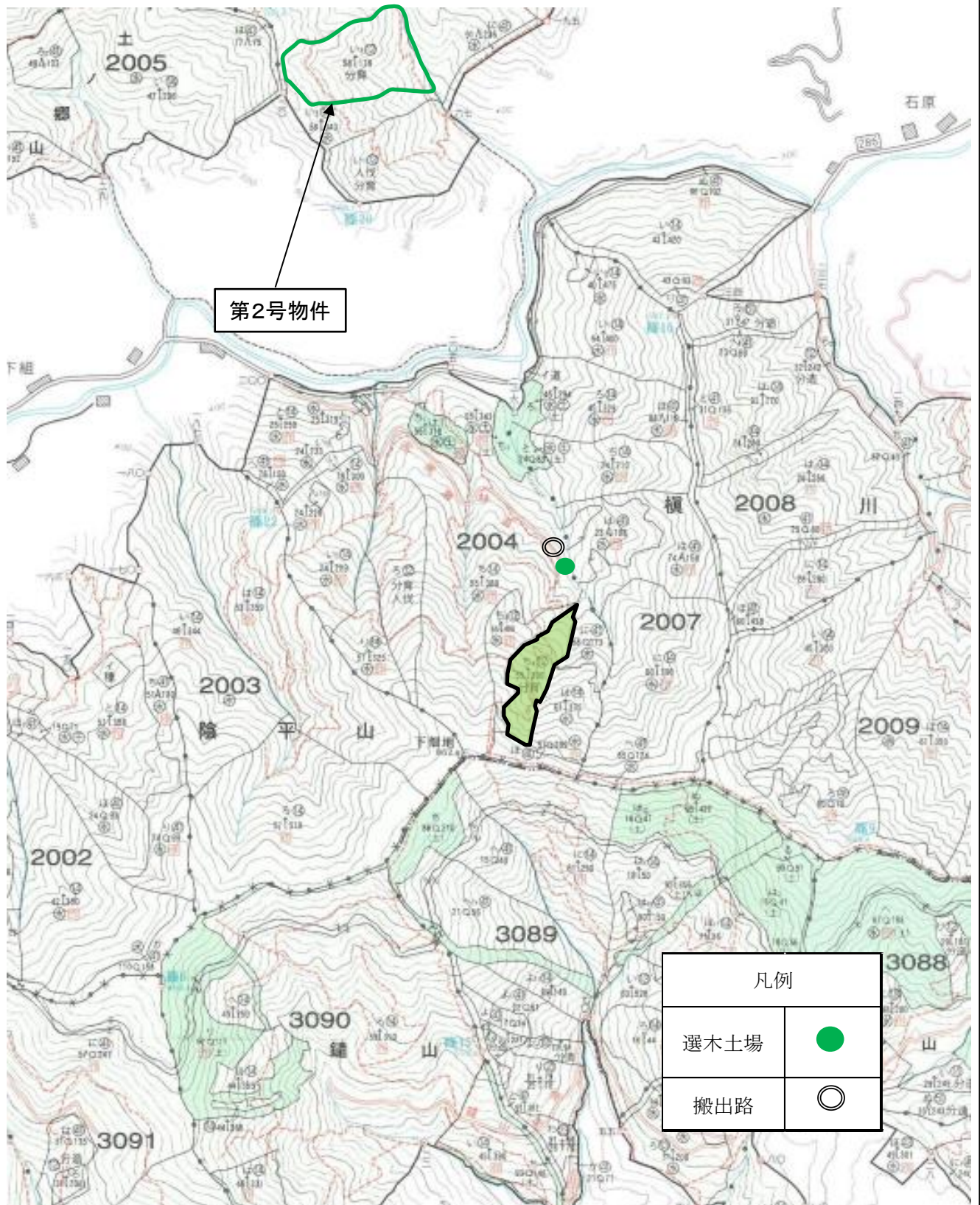
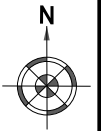
陰平山 2004林班 ち4小班

面積:5.52ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



凡例

選木土場



搬出路



立木物件位置図

(売払番号1号)

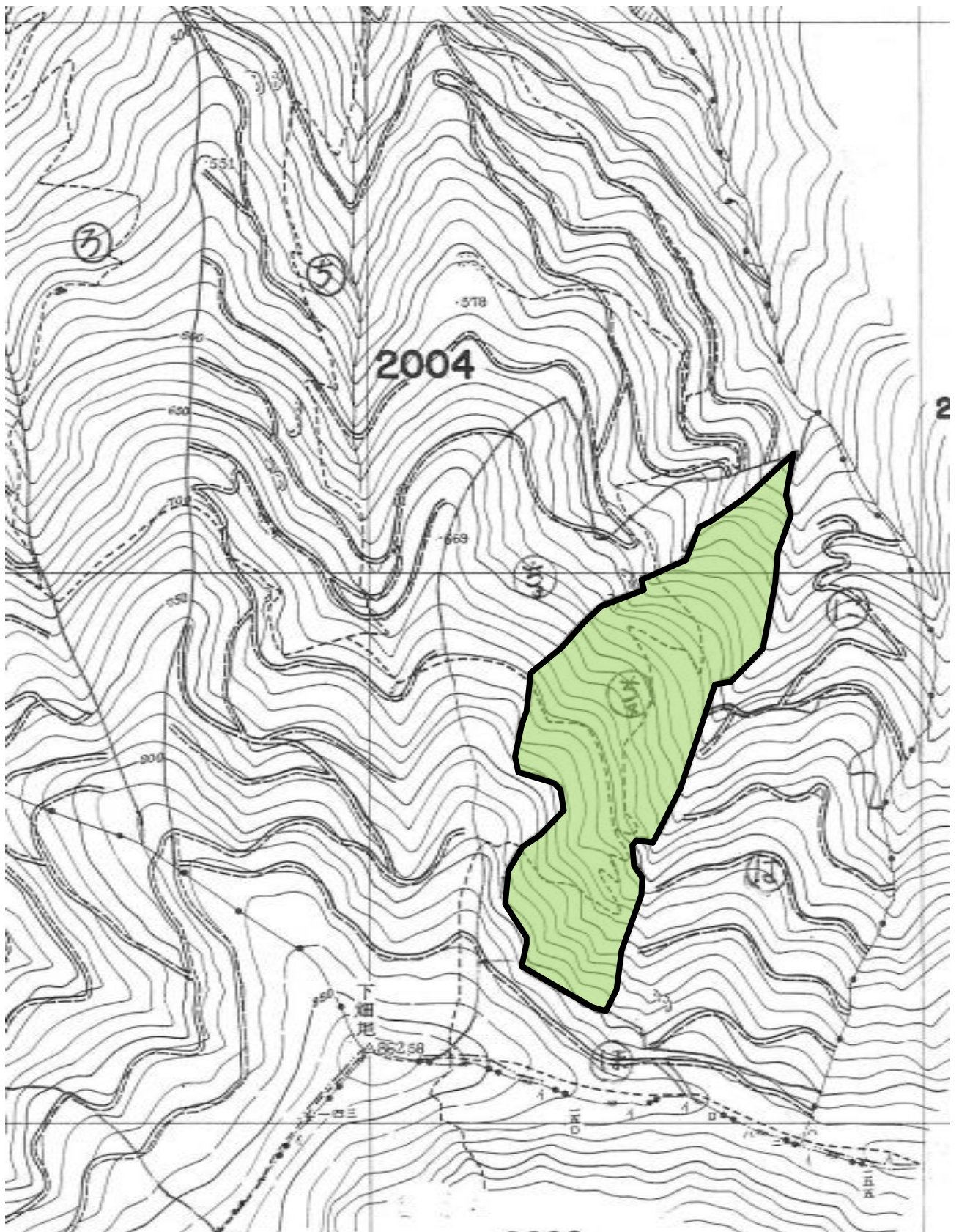
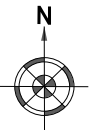
陰平山 2004林班 ち4小班

面積:5.52ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 愛媛県宇和島市津島横川
及び国有林名等) 狩場山国有林 2006林班 い3小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 12.13 ha

5(林齢) 68 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	3,921	2,128.26	
ヒ ノ キ	14,739	5,005.29	
ア カ マ ツ	6	2.79	
サ ク ラ	2	1.33	
そ の 他 L	23	12.64	
計	18,691	7,150.31	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

狩場林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース4.5m以下)
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、津島森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 2 号

材 種	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他L						
	直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.04													
10	6	0.24	4	0.20											
12	20	1.40	50	3.50											
14	83	9.13	383	38.30											
16	168	25.20	1,190	166.60											
18	262	52.40	1,981	376.39											
20	363	94.38	2,461	590.64	1	0.22									
22	484	159.72	2,356	730.36											
24	477	190.80	2,108	758.88	1	0.31			5	1.35					
26	425	208.25	1,611	708.84	1	0.41	1	0.31	3	0.99					
28	384	215.04	1,111	588.83	1	0.44			4	1.62					
30	344	227.04	695	417.00					5	2.05					
32	269	207.13	390	276.90	1	0.60									
34	202	173.72	190	148.20					2	1.22					
36	136	137.36	110	94.60											
38	92	102.12	53	53.00	1	0.81									
40	62	78.74	26	28.34					1	0.85					
42	49	70.56	14	16.66					1	0.94					
44	33	51.81	5	6.50			1	1.02							
46	17	29.92	1	1.55											
48	16	30.40													
50	12	25.32													
52	9	20.34													
54	3	7.47													
56	1	2.66							2	3.62					
58															
60															
62	1	3.43													
64	1	3.64													
66															
68															
70															
計	3,921	2,128.26	14,739	5,005.29	6	2.79	2	1.33	23	12.64					

立木物件位置図

(売払番号2号)

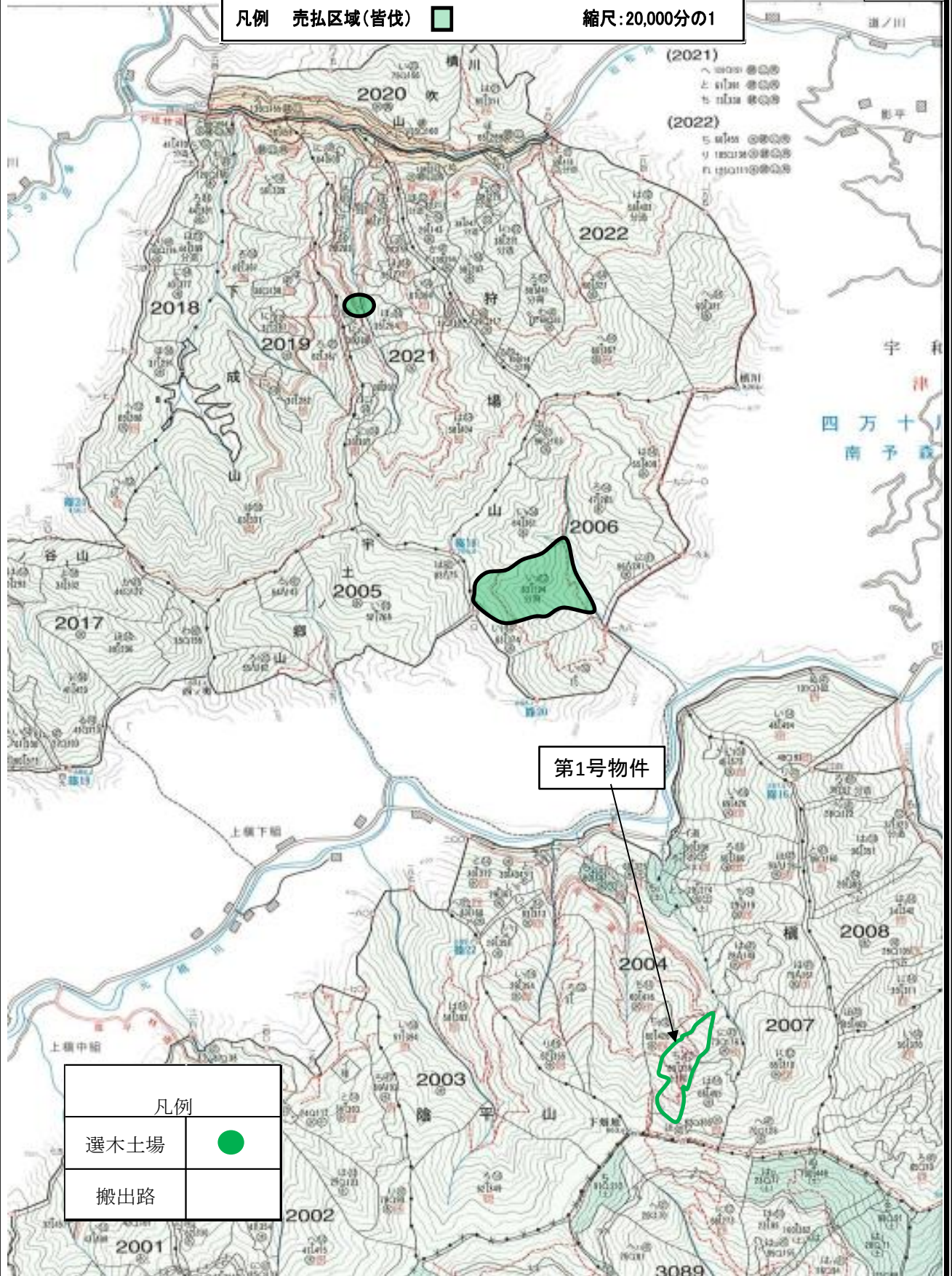
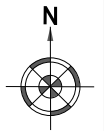
狩場山国有林 2006林班 い3小班

面積:12.13ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



凡例

選木土場



搬出路

立木物件位置図

(売払番号2号)

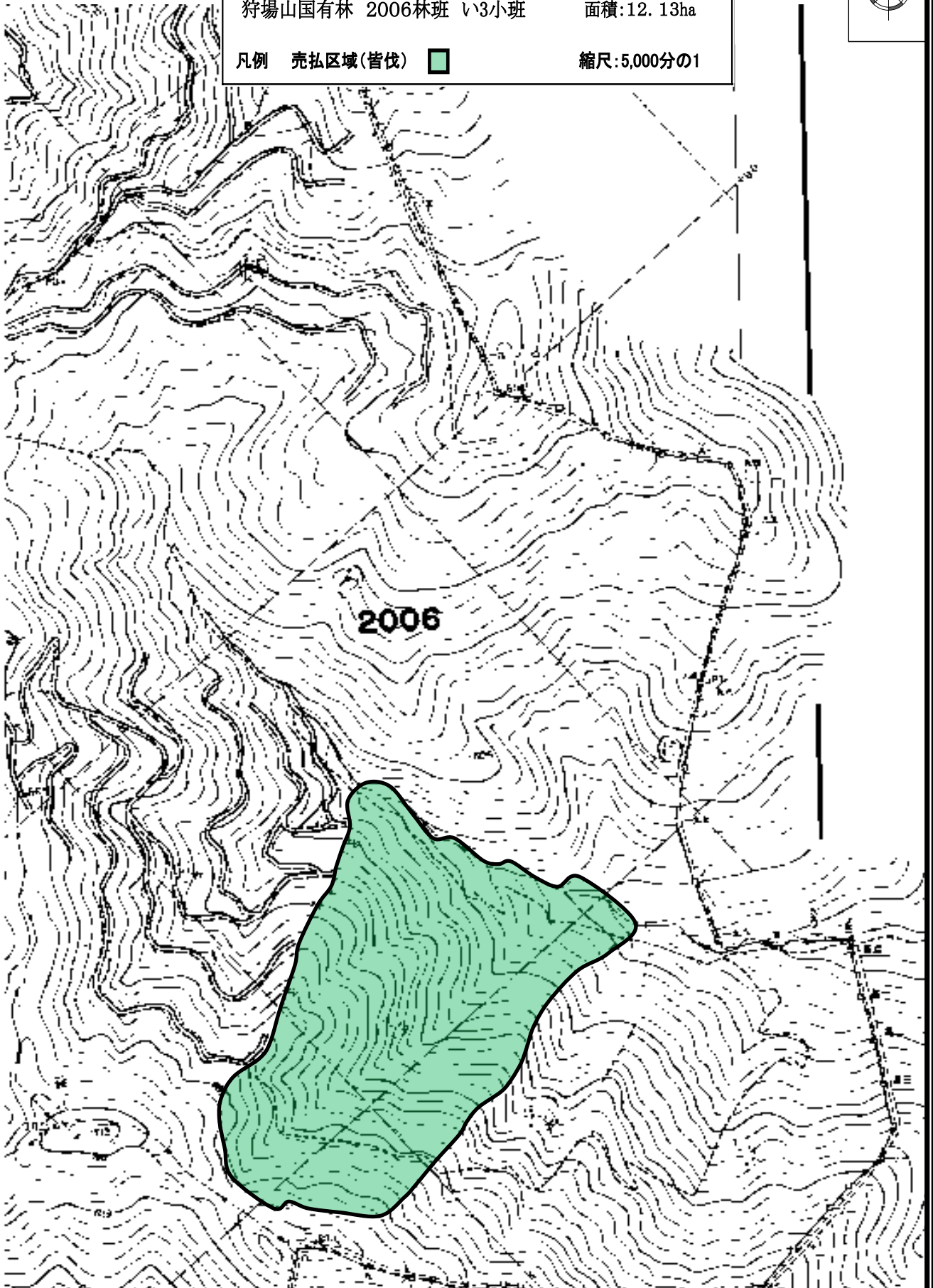
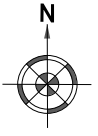
狩場山国有林 2006林班 い3小班

面積:12.13ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良
及び国有林名等) 奈良奥山2051林班は小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.80 ha

5(林齢) 63 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	3,297	1,550.97	
ヒ ノ キ	3,369	1,203.26	
ア カ マ ツ	8	8.34	
そ の 他 L	2	1.74	
低 質 材 L	1	0.26	
計	6,677	2,764.57	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣保護区普通地域
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

成川林道支線の使用車両は4t以下の車両とします。(ホイールベース4.3m以下)
市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、宇和島森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

奈良奥山2051林班は小班

4.80 ha

63 年生

第 3 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L		低質材L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	5	0.25												
12	22	1.76	15	1.05										
14	74	8.14	72	7.20										
16	181	27.15	184	25.76										
18	304	60.80	320	60.80										
20	380	98.80	455	109.20										
22	434	143.22	558	172.98					1	0.26				
24	438	175.20	573	206.28										
26	389	190.61	478	210.32										
28	346	200.68	340	170.00			1	0.42						
30	263	181.47	200	112.00										
32	175	134.75	97	64.99	1	0.60								
34	115	103.50	48	35.52	1	0.63								
36	64	66.56	19	16.34										
38	40	48.00	5	4.75	2	1.62								
40	28	38.08	1	1.09										
42	14	21.42	2	2.38			1	1.32						
44	8	13.28	2	2.60	1	1.18								
46	6	11.10			2	2.70								
48	4	8.00			1	1.61								
50	2	4.42												
52	1	2.38												
54	1	2.55												
56	1	2.72												
58	1	2.97												
60	1	3.16												
62														
64														
66														
68														
70														
計	3,297	1,550.97	3,369	1,203.26	8	8.34	2	1.74	1	0.26				
												6,677	2,764.57	

立木物件位置図

(売払番号3号)

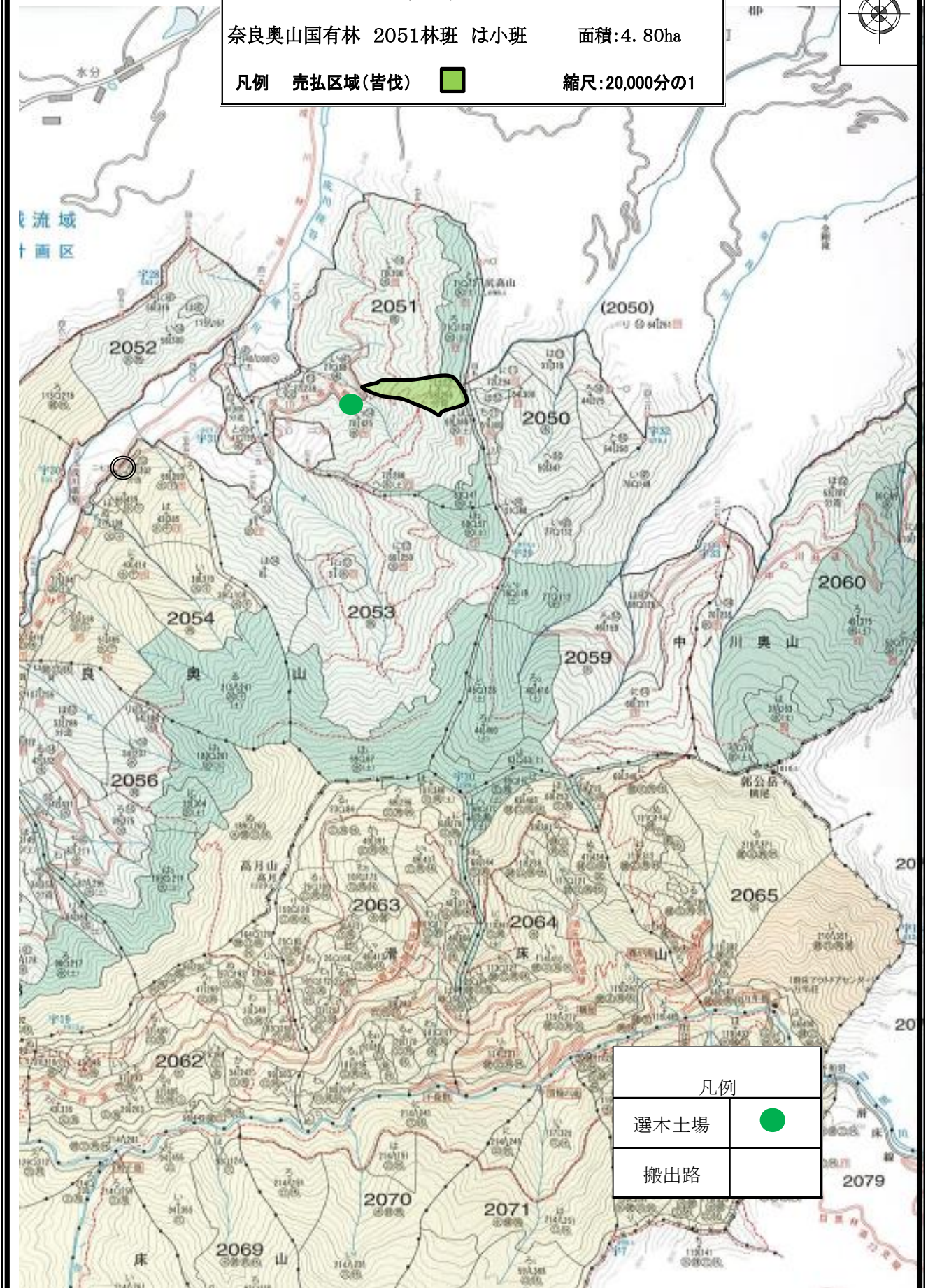
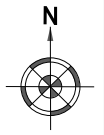
奈良奥山国有林 2051林班 は小班

面積:4.80ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



凡例

選木土場



搬出路

立木物件位置図

(売払番号3号)

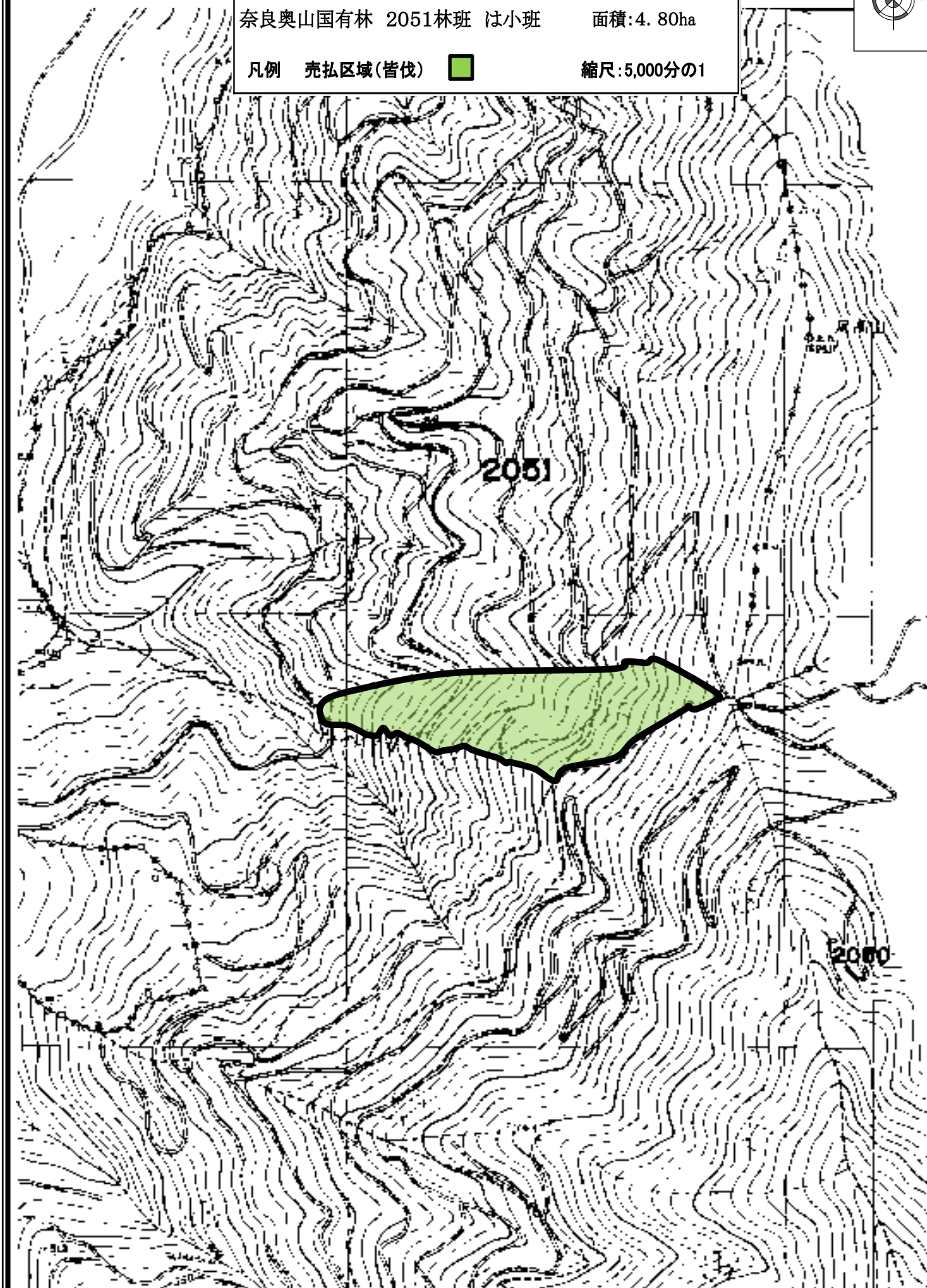
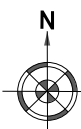
奈良奥山国有林 2051林班 は小班

面積:4.80ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

- 1(物件番号) **第 4 号**
- 2(物件所在地 愛媛県喜多郡内子町中川
及び国有林名等) 小田深山国有林55林班に小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 4.35 ha
- 5(林齢) 73 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,457	2,291.72	
ヒ ノ キ	340	169.51	
ア カ マ ツ	16	18.82	
ツ ガ	1	0.35	
低 質 材 N	2	0.29	
ケ ヤ キ	5	2.57	
サ ク ラ	5	2.98	
そ の 他 L	73	33.70	
低 質 材 L	33	6.27	
計	2,932	2,526.21	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、小田第二森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 4 号

2,932	2,526.21
-------	----------

立木物件位置図

(売払番号4号)

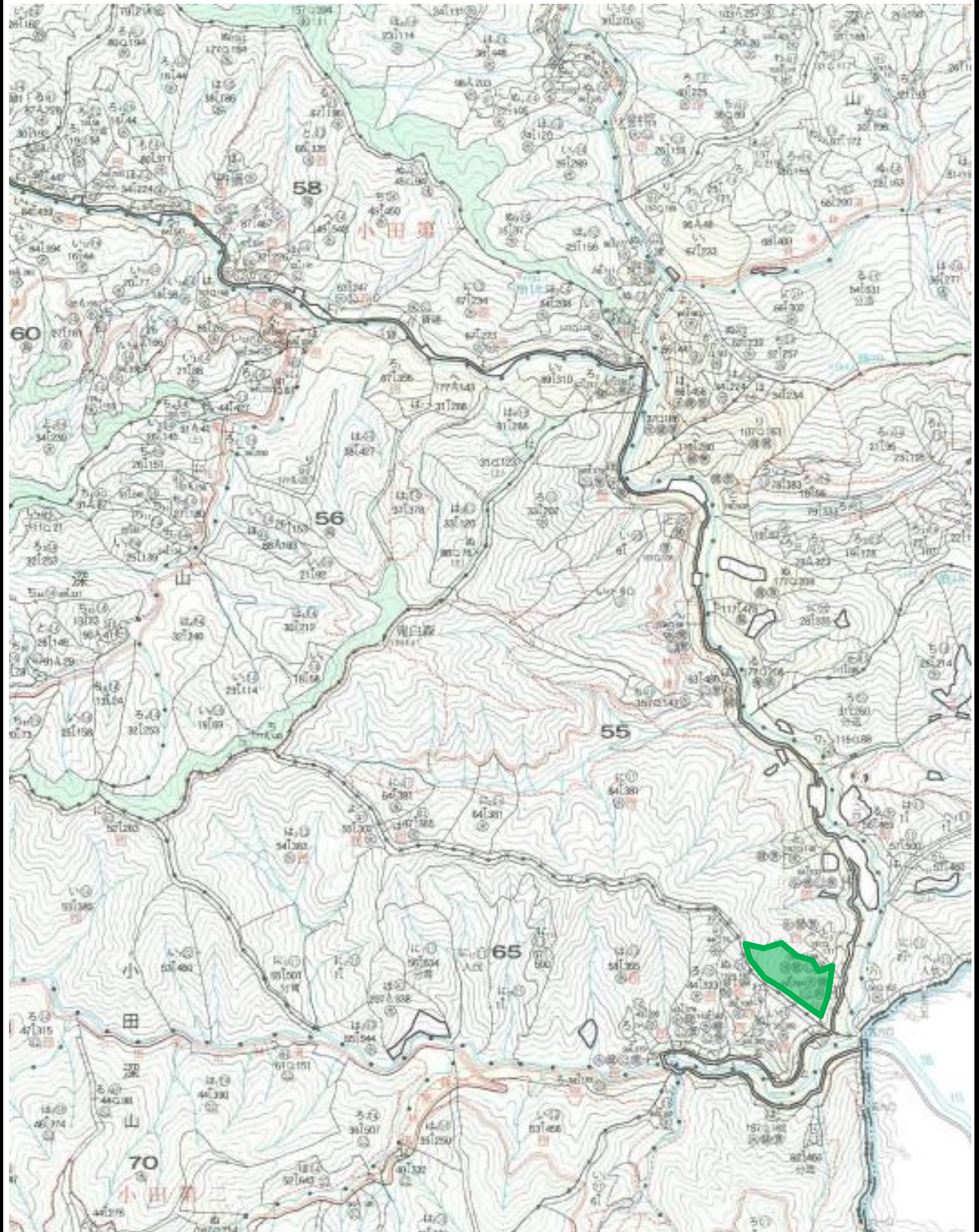
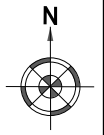
小田深山 55林班 に小班

面積:4.35ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



立木物件位置図

(売払番号4号)

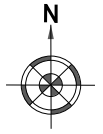
小田深山 55林班 に小班

面積:4.35ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



四万十森林管理署入札案内書

(第2回)

〒787-0003

高知県四万十市中村丸の内 1 7 0 7 - 3 4

TEL : 0880-34-3155

入札日時：令和7年6月27日（金）実施（14時00分締切 即時開札）

入札場所：四万十森林管理署 3階会議室

契約締結期限：令和7年7月4日（金）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考
第1号	皆 伐	高知県宿毛市平田町戸内 榎郷山国有林 1023 林班ろ小班	ヒノキ外	16,087	7,275.63	分収育林
第2号	皆 伐	高知県宿毛市平田町戸内 榎郷山国有林 1023 林班へ小班	ヒノキ外	16,868	7,877.27	分収育林
第3号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町芳川 中川内山国有林 4011 林班い2小班	ヒノキ外	8,257	3,233.34	分収育林
第4号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町芳川 中川内山国有林 4011 林班い3小班	スギ外	14,246	6,878.48	分収育林
第5号	皆 伐	高知県宿毛市山奈町山田 イデカ谷山国有林 1037 林班に小班	ヒノキ外	12,895	5,469.86	分収造林
第6号	皆 伐	高知県宿毛市橋上町坂本 小川東平山国有林 1045 林班は小班	ヒノキ外	18,766	6,567.47	分収造林
第7号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町日野地 森ヶ内山国有林 3027 林班い小班外	ヒノキ外	7,245	2,610.18	
第8号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町下津井 坂島山国有林 4067 林班ろ小班	ヒノキ外	7,017	4,086.78	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	15 名		100.36 口
第 2 号	50 名		167.81 口
第 3 号	21 名		85.51 口
第 4 号	24 名		125.38 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 1 号**

2(物件所在地 高知県宿毛市平田町戸内
及び国有林名等) 榎郷山国有林 1023林班 ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 13.28 ha

5(林齢) 66 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,334	2,286.86	
ヒ ノ キ	12,313	4,670.09	
ア カ マ ツ	75	41.92	
低 質 材 マ ツ	11	0.99	
カ シ	22	8.48	
シ イ	210	84.73	
サ ク ラ	8	4.16	
そ の 他 L	72	27.12	
低 質 材 L	1,042	151.28	
計	16,087	7,275.63	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

制限なし

10(運搬路(林道)の通行制限)

奥足川林道の使用車両は、8t以下の車両とします。(ホイールベース4. 5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 三原森林事務所:0880-46-2211)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 1 号

[illegible]

立木物件位置図

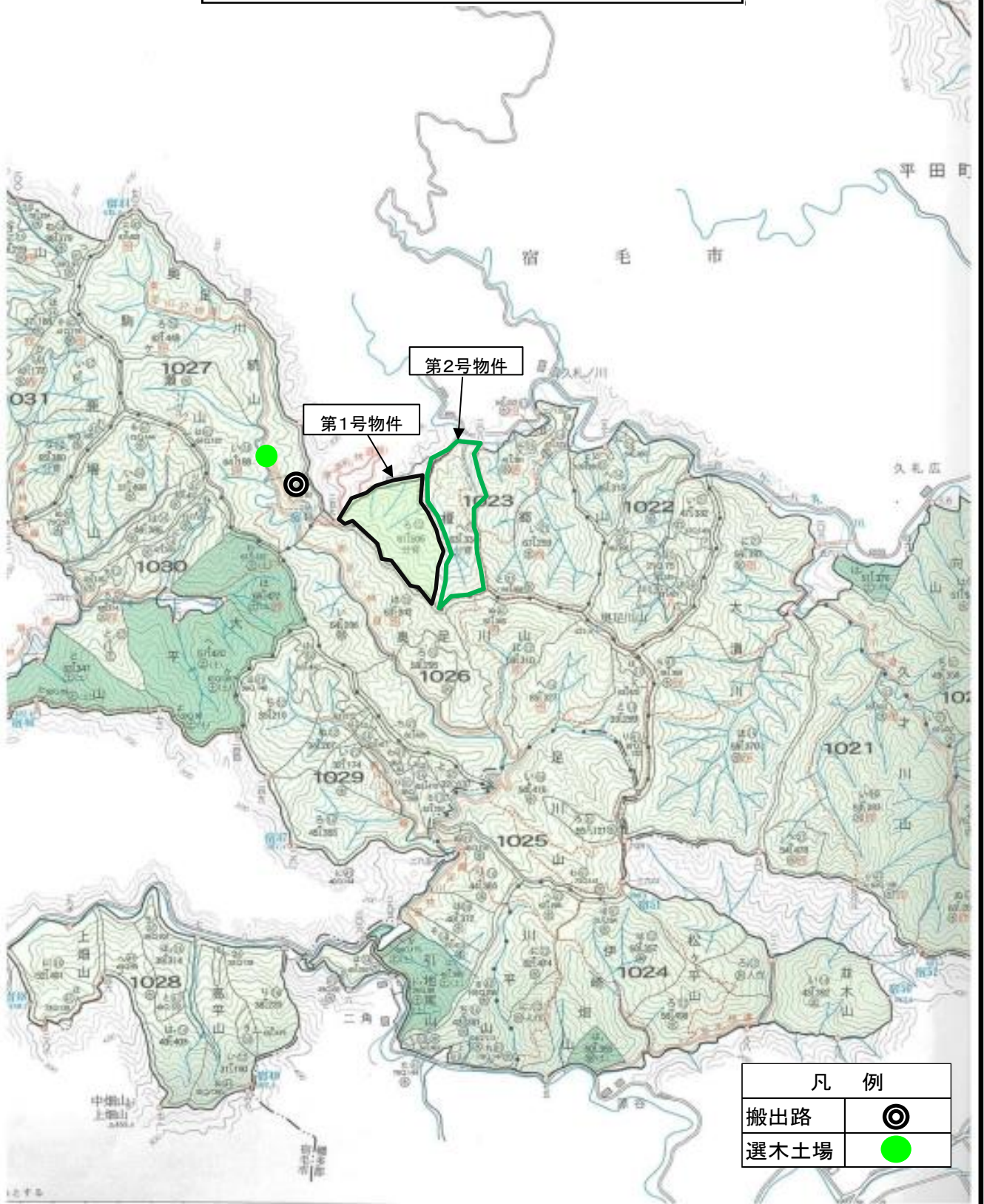
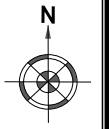
(売払番号 1 号)

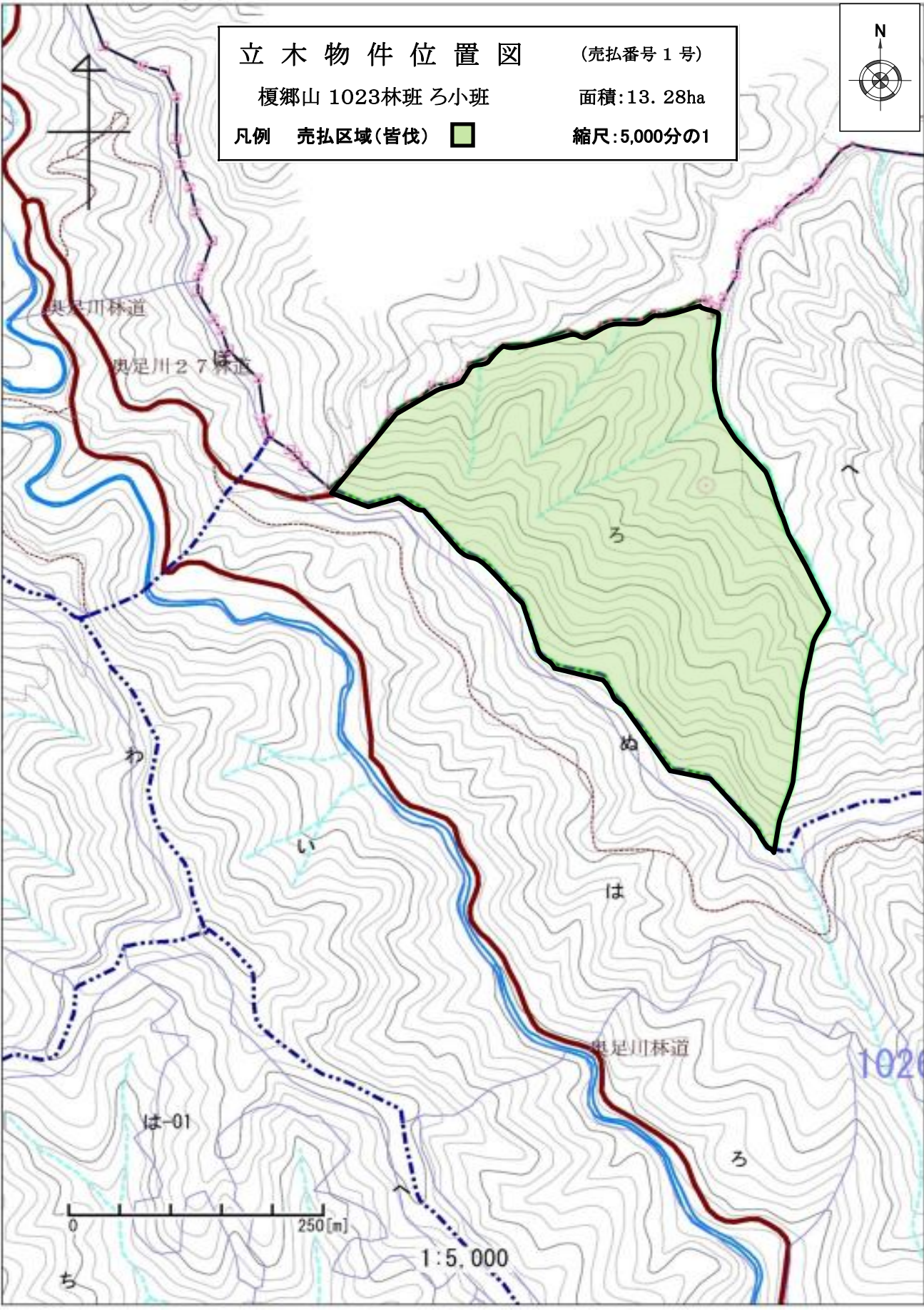
榎郷山 1023林班 ろ小班

面積:13. 28ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺:20,000分の1





販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県宿毛市平田町戸内
及び国有林名等) 榎郷山国有林 1023林班 へ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 11.64 ha

5(林齢) 68 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	3,453	2,667.70	
ヒ ノ キ	13,364	5,187.16	
ア カ マ ツ	4	2.69	
サ ク ラ	5	1.78	
そ の 他 L	42	17.94	
計	16,868	7,877.27	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

制限なし

10(運搬路(林道)の通行制限)

奥足川林道の使用車両は、8t以下の車両とします。(ホイールベース4.5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は三原森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 三原森林事務所:0880-46-2211)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 2 号

16.868	7.877.27
--------	----------

立木物件位置図

(売払番号2号)

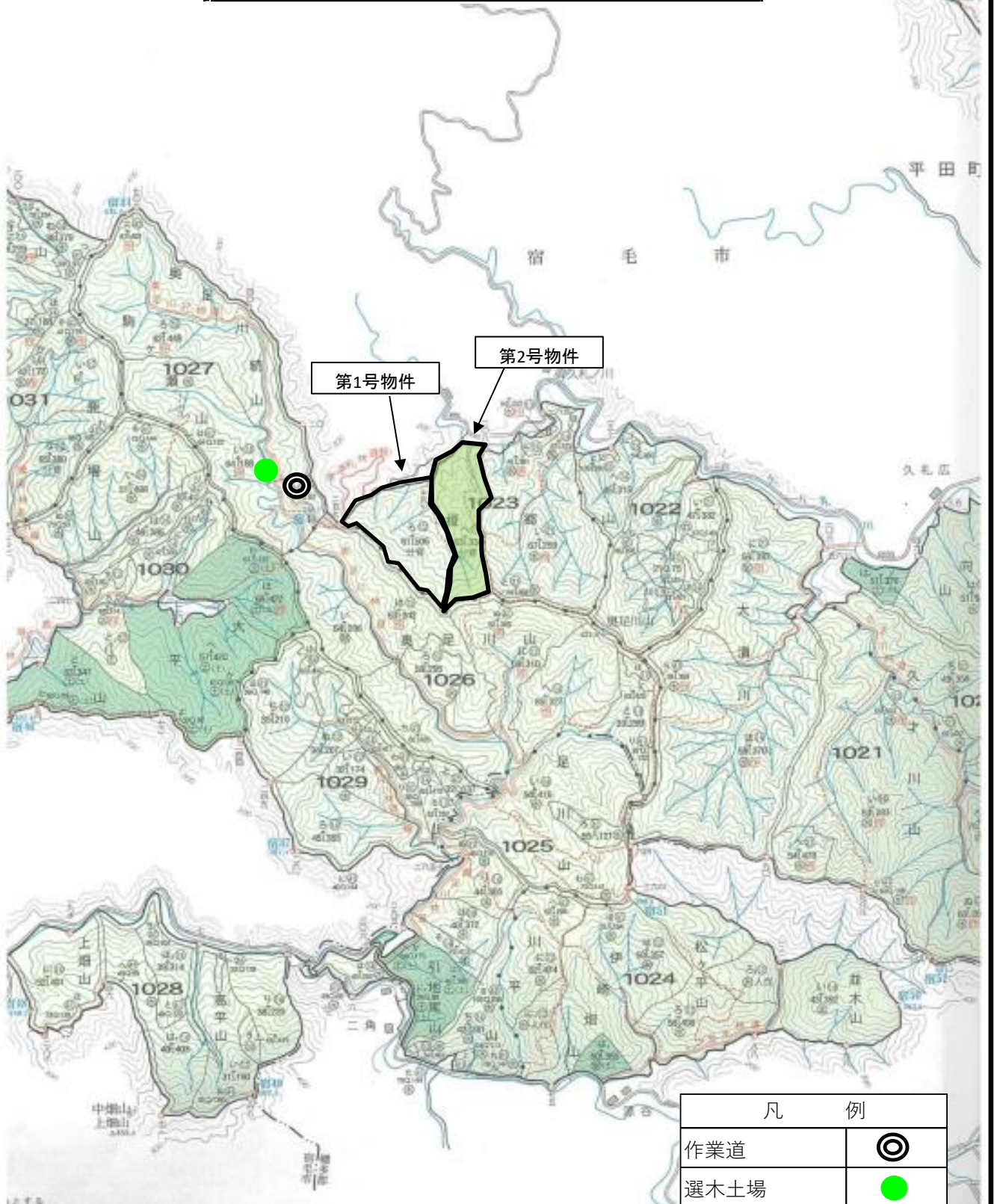
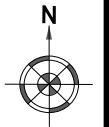
榎郷山 1023林班 へ小班

面積:11.64ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



立木物件位置図

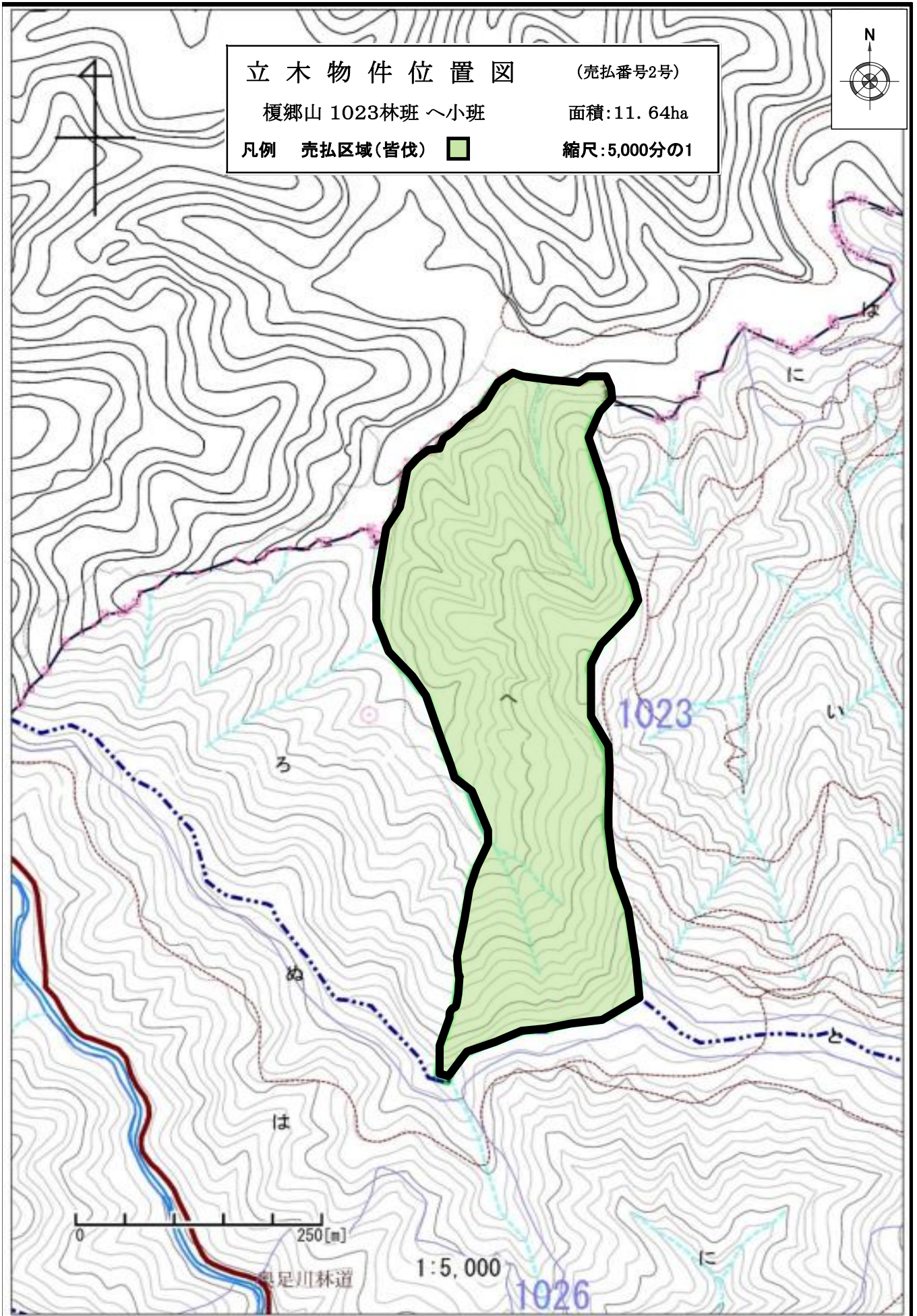
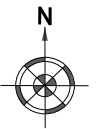
(売払番号2号)

榎郷山 1023林班 へ小班

面積:11.64ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町芳川
及び国有林名等) 中川内山国有林 4011林班 い2小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 7.14 ha

5(林齢) 68 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	356	425.34	
ヒ ノ キ	7,089	2,652.28	
ア カ マ ツ	30	21.72	
低 質 材 マ ツ	17	1.45	
モ ミ	7	3.65	
ツ ガ	4	1.07	
カ シ	23	8.83	
シ イ	23	8.09	
サ ク ラ	5	2.53	
低 質 材 N	18	2.14	
そ の 他 L	46	18.62	
低 質 材 L	639	87.62	
計	8,257	3,233.34	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

制限なし

10(運搬路(林道)の通行制限)

芳川林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイールベース4.5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、大正・下津井森林事務所:0880-27-1196)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

(物件明細)		中川内山国有林 4011林班 い2小班										7.14 ha		68 年生		第 3 号									
	スギ		ヒノキ		アカマツ		低質材マツ		モミ		ツガ		カシ		シイ		サクラ		低質材N		その他L		低質材L		
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	
8			77	1.54																					
10	2	0.10	159	6.36																					
12	6	0.41	270	18.90			4	0.24									2	0.14							
14	7	0.83	387	38.70			7	0.54									5	0.43				216	19.44		
16	10	1.57	516	72.24			5	0.52									5	0.63				177	21.24		
18	14	3.07	610	115.90			1	0.15									6	0.94				105	16.80		
20	15	4.36	769	192.25	3	0.55			2	0.42	2	0.46										74	14.06		
22	26	9.54	809	250.79	2	0.52					1	0.26										67	16.08		
24	17	7.44	854	324.52	1	0.31			1	0.41	1	0.35	11	3.06	10	2.73	1	0.31			19	5.32			
26	25	14.06	755	347.30	4	1.50							7	2.24	5	1.54					12	4.39			
28	16	10.37	609	322.77					2	1.03			2	0.81	5	2.10	1	0.42			5	2.45			
30	42	33.09	488	307.44	3	1.60									1	0.54	1	0.51			3	1.46			
32	22	19.75	341	242.11	4	2.28							1	0.57							3	2.03			
34	14	14.50	223	185.09	3	1.77			1	0.85			1	0.54	2	1.18	1	0.63			2	1.27			
36	22	26.01	119	108.29	1	0.69											1	0.66							
38	14	18.45	58	60.90																	1	0.80			
40	9	13.72	27	31.05	2	1.73			1	0.94											1	0.90			
42	14	23.25	10	13.10	2	2.00																			
44	9	16.35	5	7.15	1	1.37																			
46	15	29.87	1	1.62																					
48	5	10.84	1	1.89	1	1.03																			
50	5	11.59																							
52	8	20.49			1	2.03							1	1.61											
54	7	19.89																							
56	7	20.85																							
58	9	28.88	1	2.37	2	4.34																			
60	3	10.11																							
62	2	7.63																							
64	5	19.74																							
66	2	8.17																							
68	3	13.57																							
84	1	6.84																							
計	356	425.34	7,089	2,652.28	30	21.72	17	1.45	7	3.65	4	1.07	23	8.83	23	8.09	5	2.53	18	2.14	46	18.62	639	87.62	
																						8,257		3,233.34	

四万十(大正) 4001-46

立木物件位置図

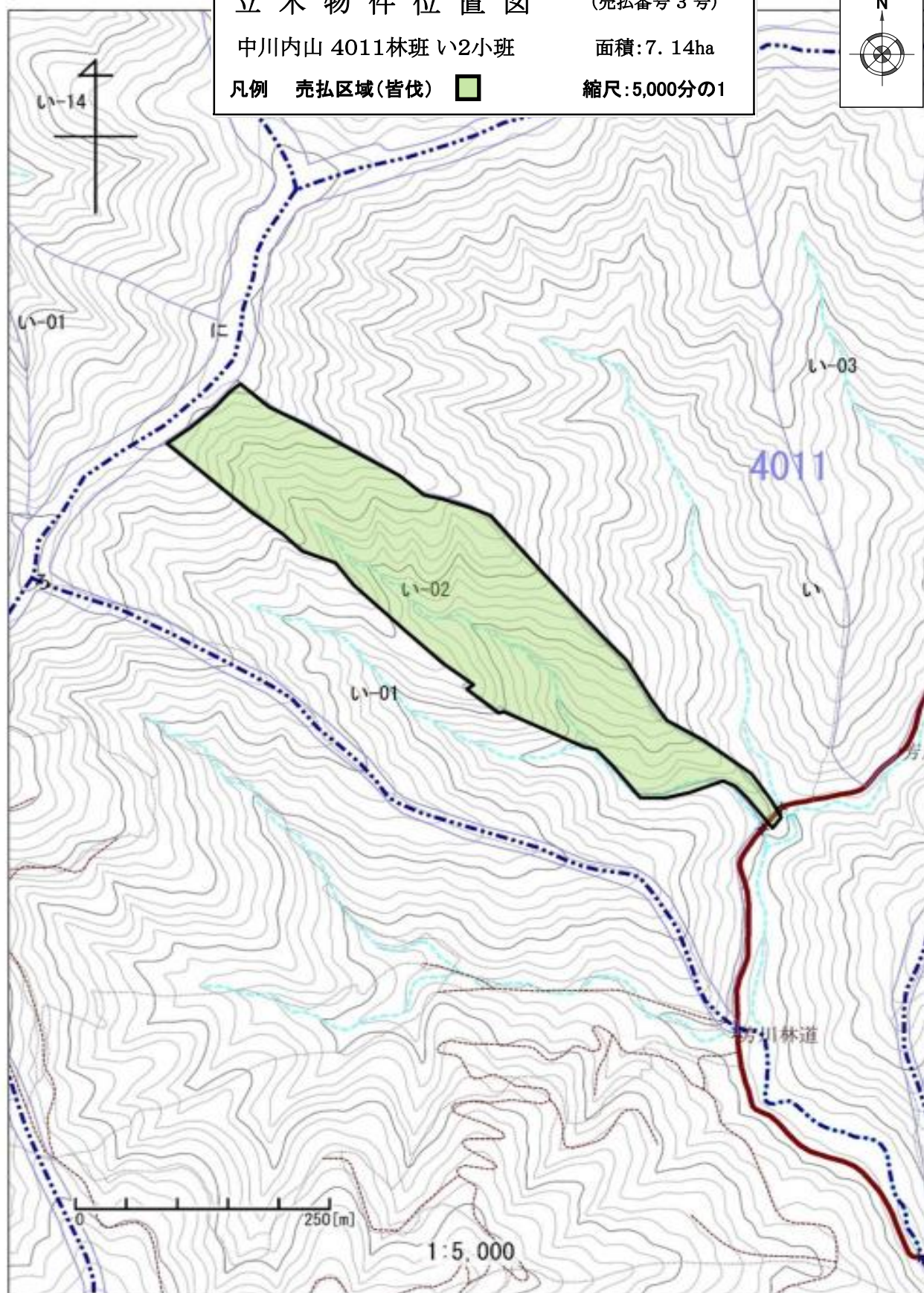
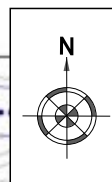
(売払番号 3 号)

中川内山 4011林班 い2小班

面積:7.14ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 4 号**

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町芳川
及び国有林名等) 中川内山国有林 4011林班 い3小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 10.10 ha

5(林齢) 68 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	9,978	4,716.68	
ヒ ノ キ	4,198	2,129.55	
ア カ マ ツ	14	6.48	
モ ミ	16	11.02	
ツ ガ	2	0.76	
カ シ	3	0.93	
そ の 他 L	35	13.06	
計	14,246	6,878.48	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

制限なし

10(運搬路(林道)の通行制限)

芳川林道の使用車両は11t以下の車両とします。(ホイルベース4. 5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、大正・下津井森林事務所:0880-27-1196)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

中川内山国有林 4011林班 い3小班

10.10 ha

68 年生

第 4 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		カシ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	194	3.88	39	0.78										
10	480	19.20	45	1.80										
12	631	44.17	50	3.50										
14	730	80.30	104	11.44										
16	849	127.35	162	25.92										
18	866	181.86	288	63.36										
20	920	248.40	370	103.60	1	0.21	1	0.26	1	0.30				
22	820	278.80	442	159.12	3	0.70	2	0.61						
24	807	338.94	490	215.60	2	0.58	2	0.78			2	0.54	17	4.50
26	733	373.83	565	288.15									5	1.63
28	624	380.64	466	270.28	3	1.29	3	1.60	1	0.46	1	0.39	7	2.73
30	537	386.64	425	297.50	1	0.53	1	0.44					3	1.28
32	437	367.08	298	232.44	2	1.12								
34	341	334.18	227	206.57	1	0.63	2	1.30						
36	267	299.04	116	116.00			2	1.56						
38	210	268.80	61	67.10									2	1.64
40	164	237.80	26	31.20			2	2.01						
42	106	171.72	14	19.18	1	1.42								
44	81	146.61	6	8.94										
46	60	120.00	3	5.19										
48	46	101.66											1	1.28
50	30	71.10	1	1.88										
52	8	20.80												
54	18	50.04												
56	6	17.82					1	2.46						
58	3	9.48												
60	6	20.58												
62	1	3.64												
64	1	3.93												
66	2	8.39												
68														
計	9,978	4,716.68	4,198	2,129.55	14	6.48	16	11.02	2	0.76	3	0.93	35	13.06

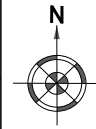
14,246

6,878.48

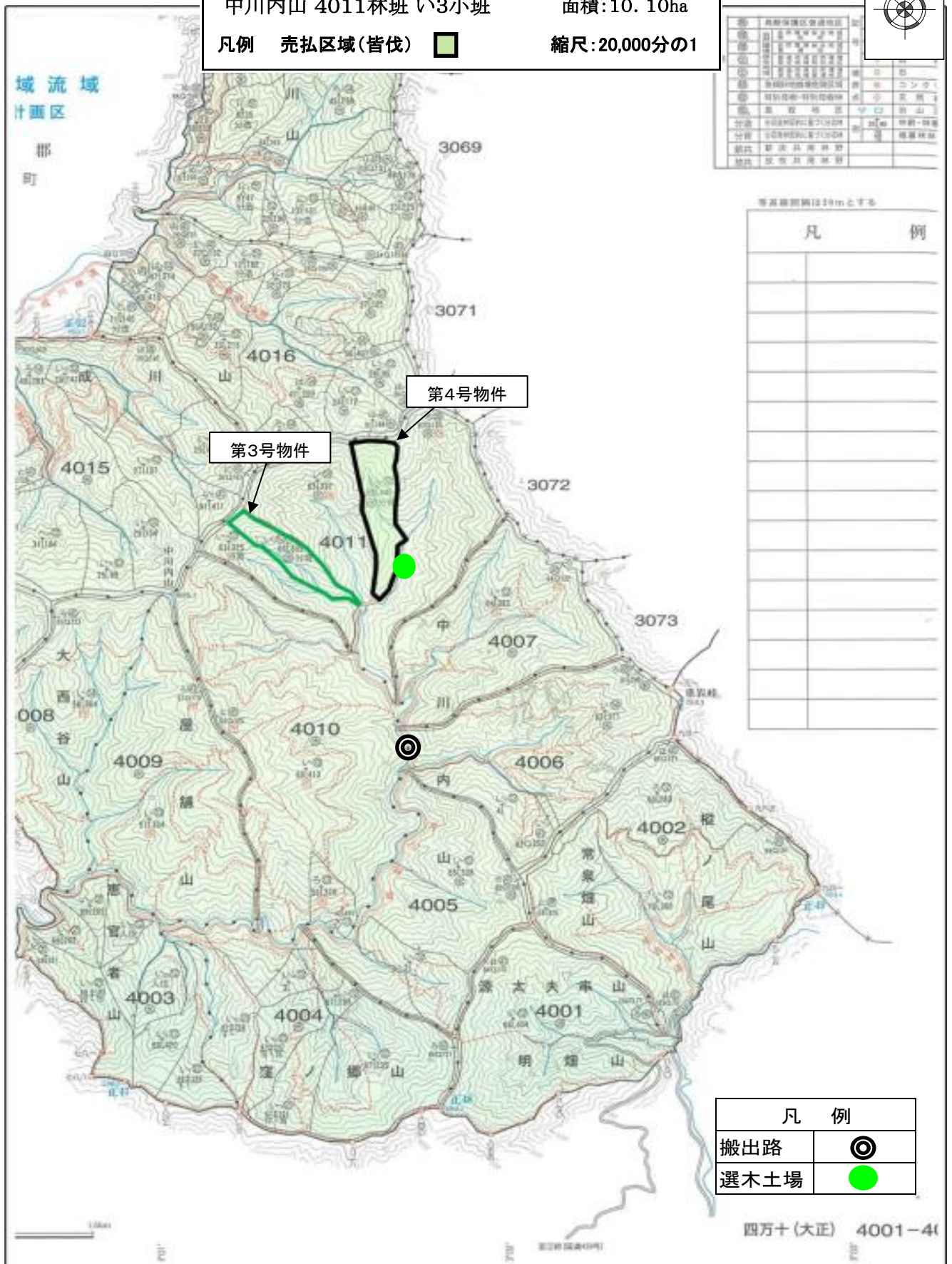
(売払番号 4 号)

面積:10.10ha

縮尺:20,000分の1

[illegible]

等距離間隔は10mとする。

[illegible]

四万十(大正) 4001-41

立木物件位置図

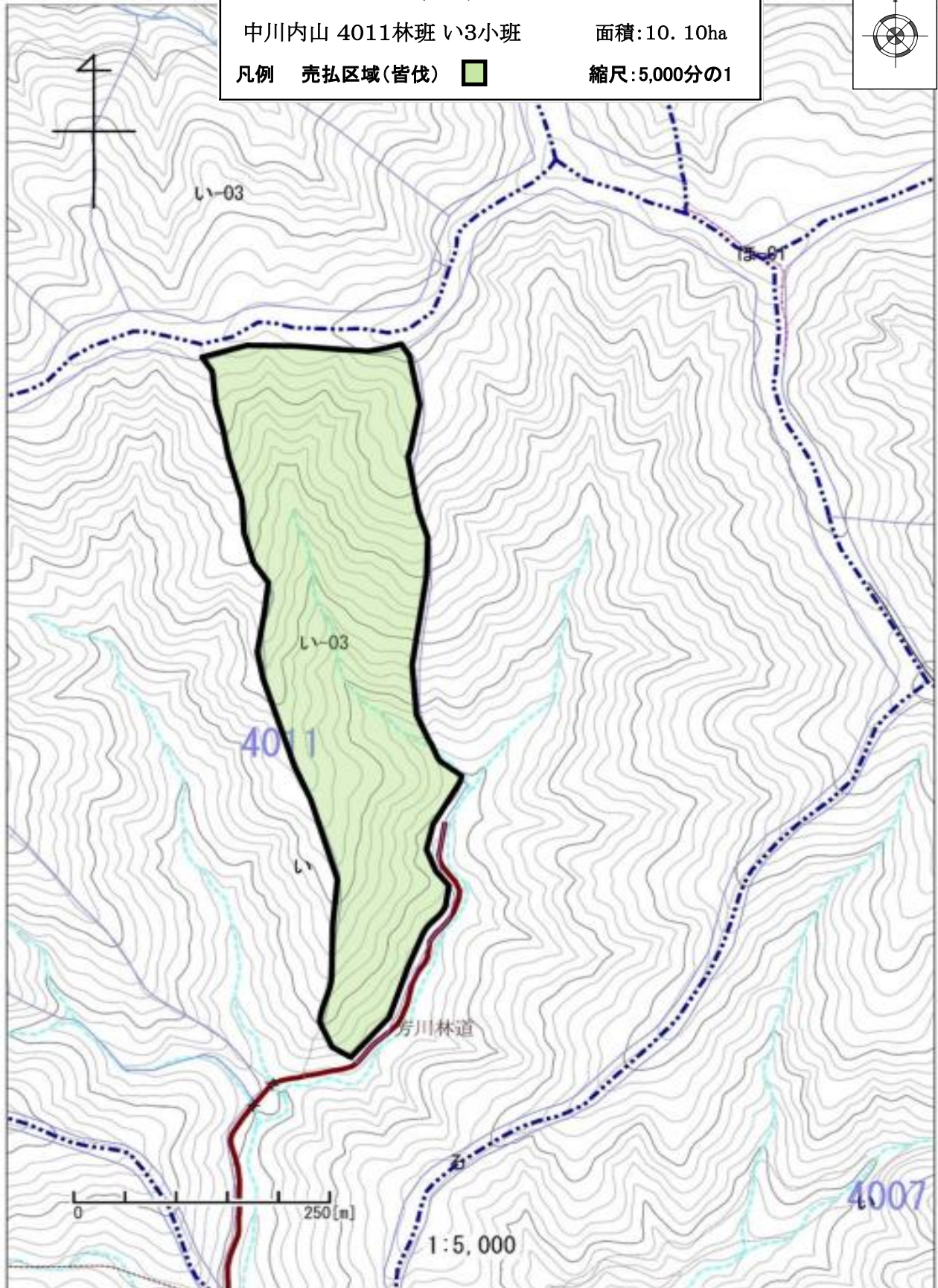
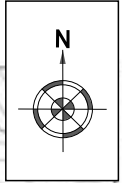
(売払番号 4 号)

中川内山 4011林班 い3小班

面積:10.10ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 5 号**

2(物件所在地 高知県宿毛市山奈町山田
及び国有林名等) イデカ谷山国有林1037林班に小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 13.66 HA

5(林齢) 56 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	11,905	5,090.42	
サ ク ラ	18	3.96	
そ の 他 L	972	375.48	
計	12,895	5,469.86	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

大物川林道の使用車両は、10トン車以下の車両(ホイールベース4.5m)とします。

11(特記事項)

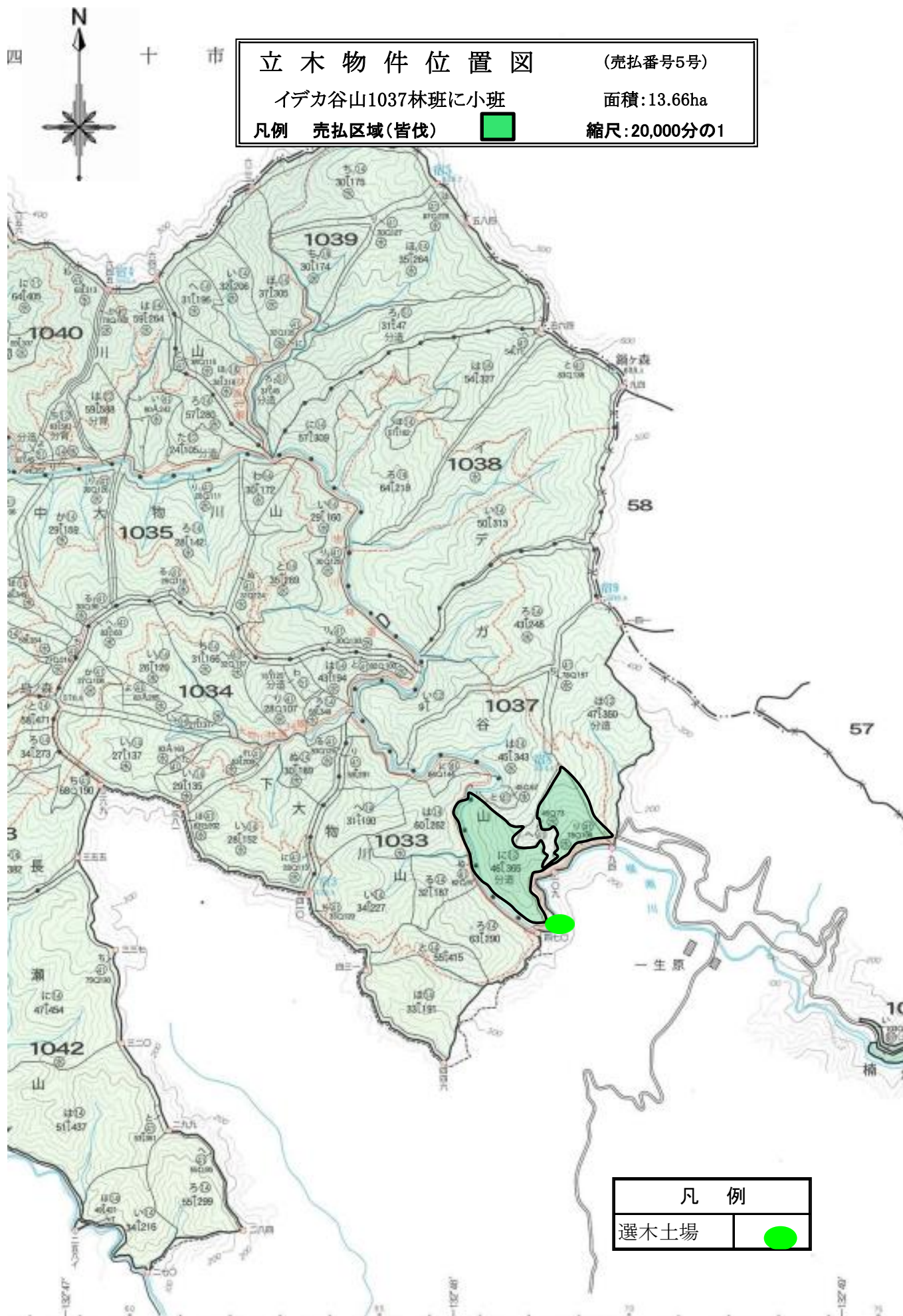
- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

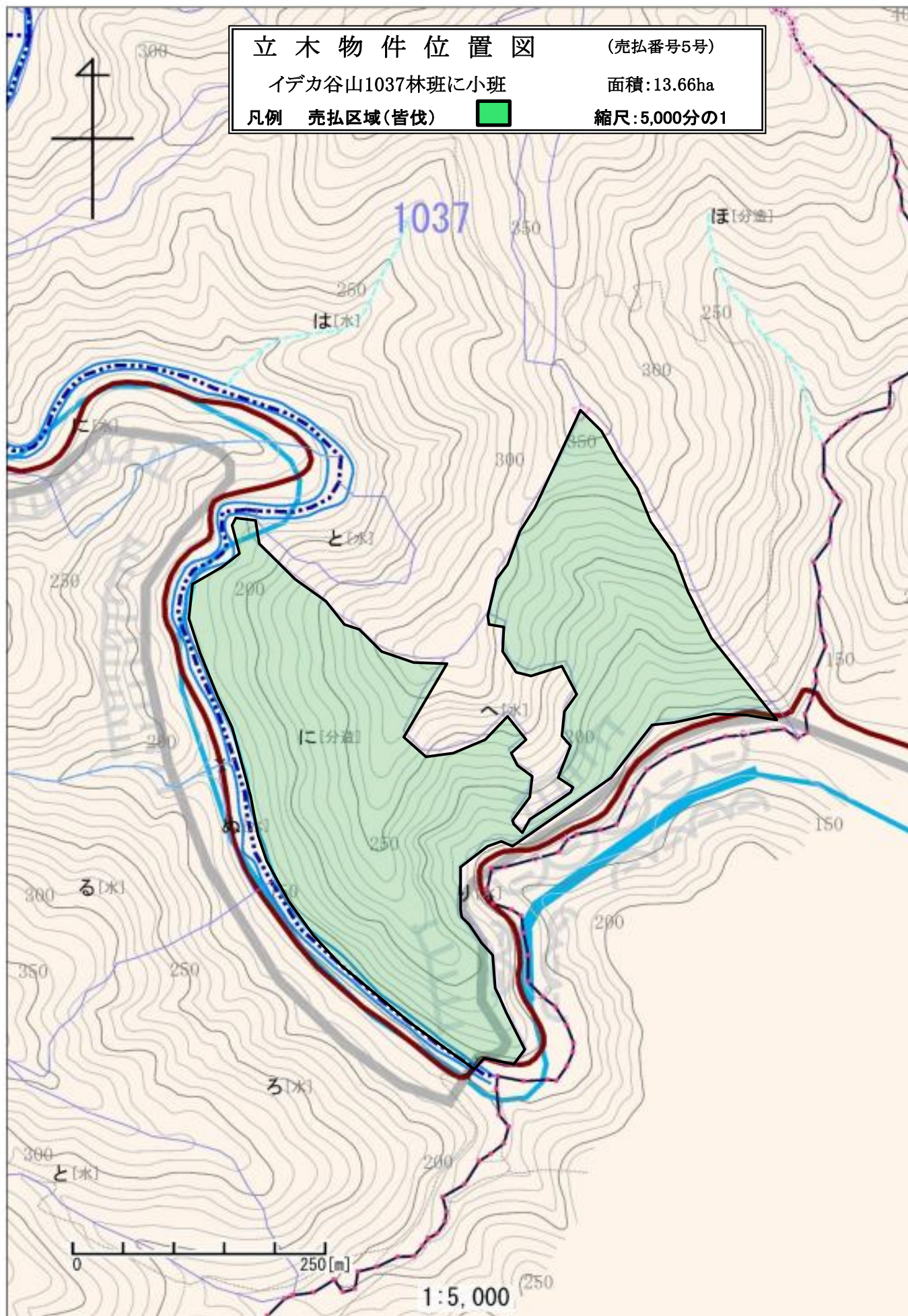
12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。





販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 6 号**

2(物件所在地 高知県宿毛市橋上町坂本
及び国有林名等) 小川東平山国有林1045林班は小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 16.54 HA

5(林齢) 56 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	18,279	6,324.66	
ア カ マ ツ	129	82.48	
ツ ガ	1	0.66	
イ ヌ マ キ	1	0.81	
そ の 他 L	356	158.86	
計	18,766	6,567.47	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

奥藤林道の使用車輛は8トン以下(ホイールベース4.5m以下)とします。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は楠山・中村森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 楠山・中村森林事務所:0880-65-6881)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

	ヒノキ		アカマツ		ツガ		イヌマキ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	29	0.58												
10	75	3.00												
12	205	14.35												
14	596	59.60												
16	1,410	197.40												
18	2,226	422.94												
20	2,892	723.00	14	2.96										
22	2,977	922.87	13	3.49										
24	2,553	970.14	8	2.62					90	26.00				
26	1,962	863.28	12	4.64					71	25.29				
28	1,395	739.35	13	5.72					53	21.33				
30	915	576.45	7	3.65					53	24.97				
32	511	362.81	11	6.69					32	17.48				
34	265	206.70	9	6.25	1	0.66			19	11.75				
36	145	131.95	8	6.64					15	10.09				
38	75	75.00	12	10.25			1	0.81	6	4.64				
40	31	33.79	4	3.67					8	7.10				
42	11	13.09	5	5.48					3	3.25				
44	3	4.08	5	5.96					4	4.41				
46	2	2.68	3	4.19					1	1.20				
48	1	1.60	1	1.61					1	1.35				
50			1	1.57										
52														
54														
56														
58			1	1.80										
60			1	2.61										
62			1	2.68										
計	18,279	6,324.66	129	82.48	1	0.66	1	0.81	356	158.86				

18,766 6,567.47

立木物件位置図

(売払番号6号)

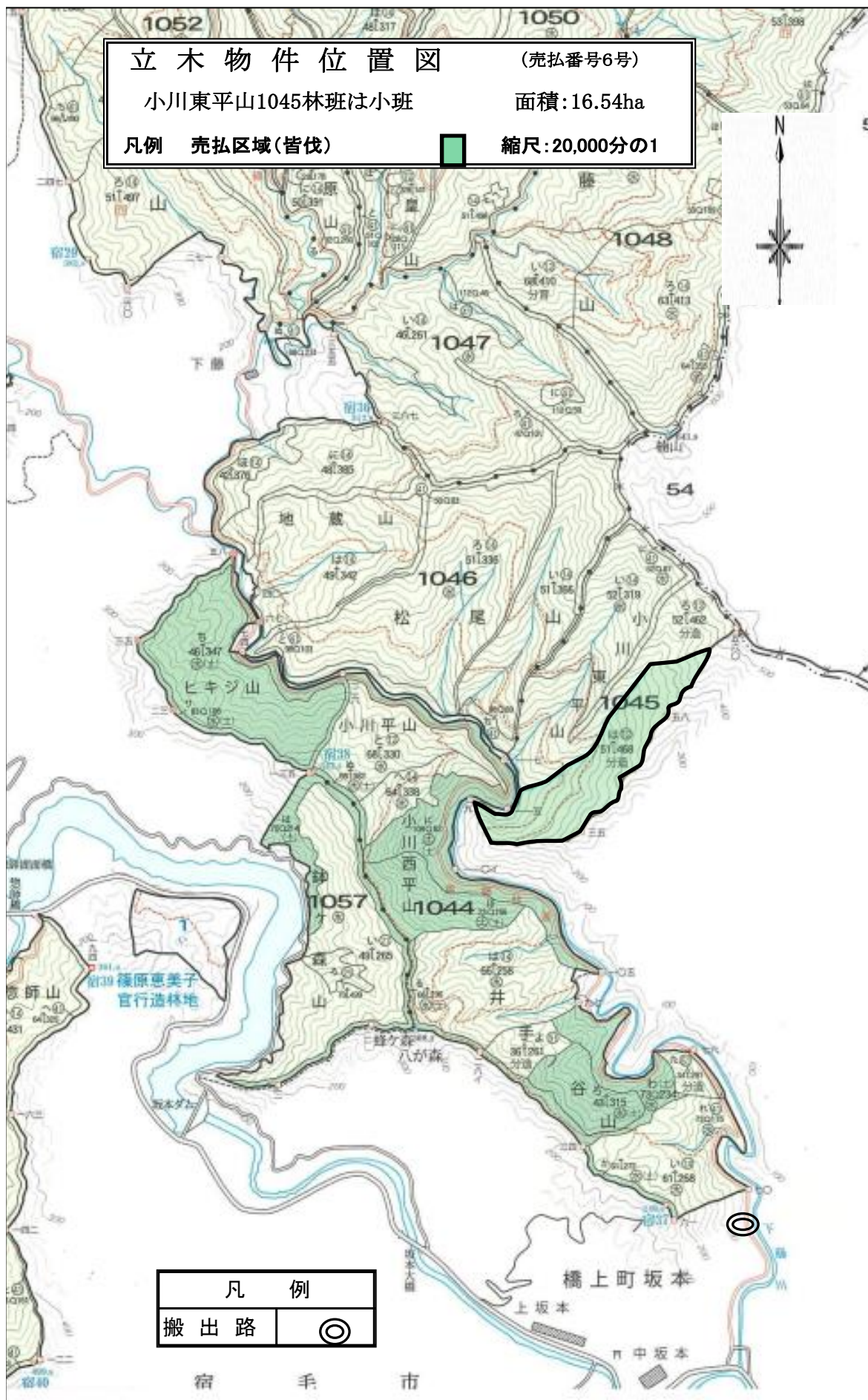
小川東平山1045林班は小班

面積:16.54ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



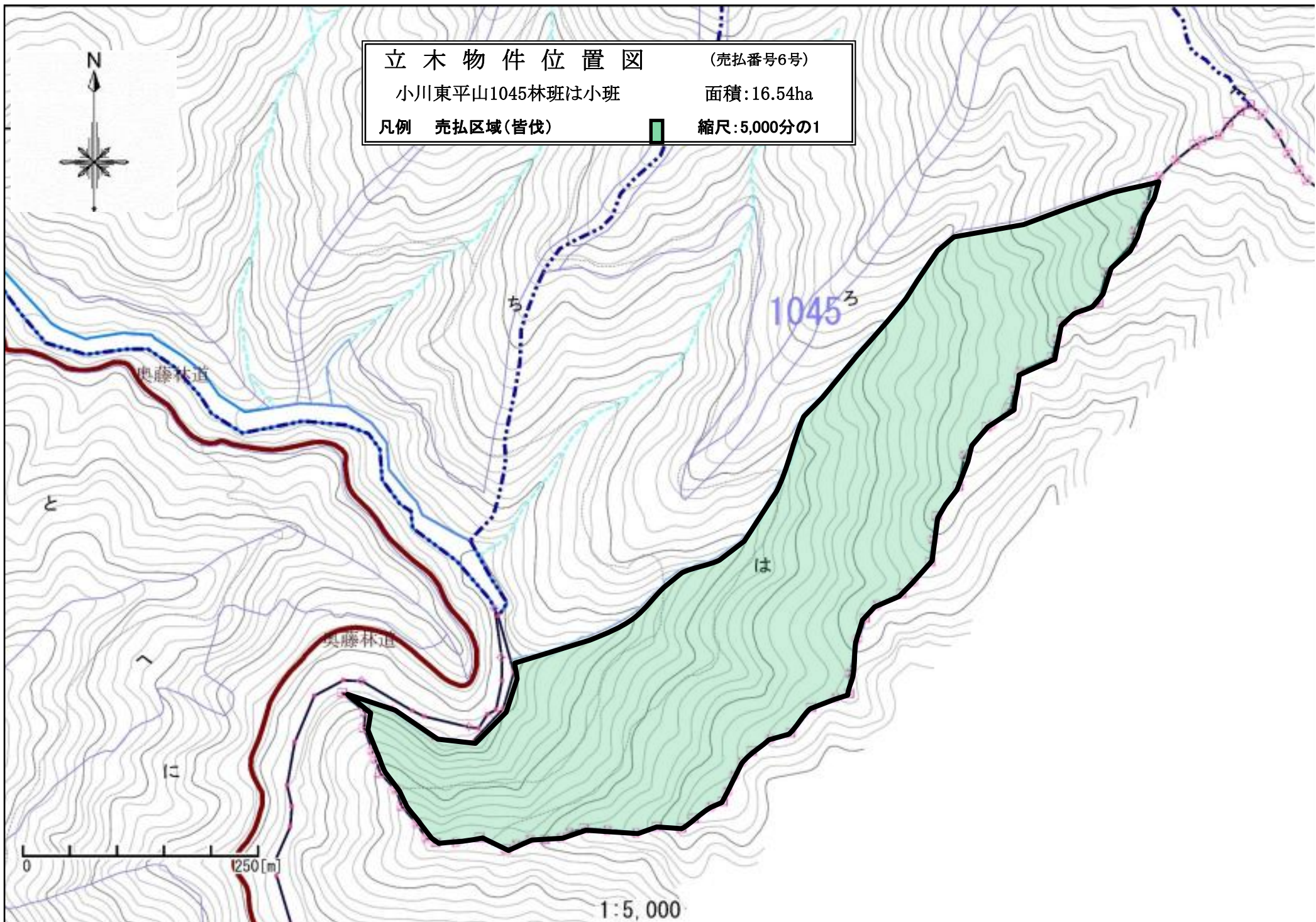
凡 例	
搬 出 路	◎

宿 毛 市

橋上町坂本

上坂本

中坂本



立木物件位置図

(売払番号6号)

小川東平山1045林班は小班

面積:16.54ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺:5,000分の1

奥藤林道

ち

1045

は

奥藤林道

に

1:5,000

販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 7 号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町日野地
及び国有林名等) 森ヶ内山国有林3027林班い小班
森ヶ内山国有林3031林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 9.06 HA 3027林班い小班 3.71ha
3031林班い小班 5.35ha

5(林齢) 3027林班い小班 61 年生
3031林班い小班 58 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,243	536.23	
ヒ ノ キ	5,412	1,859.03	
ア カ マ ツ	122	82.22	
モ ミ	28	13.82	
ツ ガ	11	2.95	
低 質 材 N	24	3.16	
カ シ	45	17.79	
ミ ズ メ	8	4.05	
サ ク ラ	8	3.38	
そ の 他 L	119	43.62	
低 質 材 L	225	43.93	
計	7,245	2,610.18	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

森ヶ内林道ミタギオ線の使用車両は8t以下の車両とします。(ホイールベース4.5m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は中津川森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 中津川森林事務所:0880-22-0442)

13(その他)

--

第 7 号

[illegible]

第 7 号

4,298	1,197.58
-------	----------

立木物件位置図

(売払番号7号)

森ヶ内山3027林班い小班

面積:3027い:3.71ha

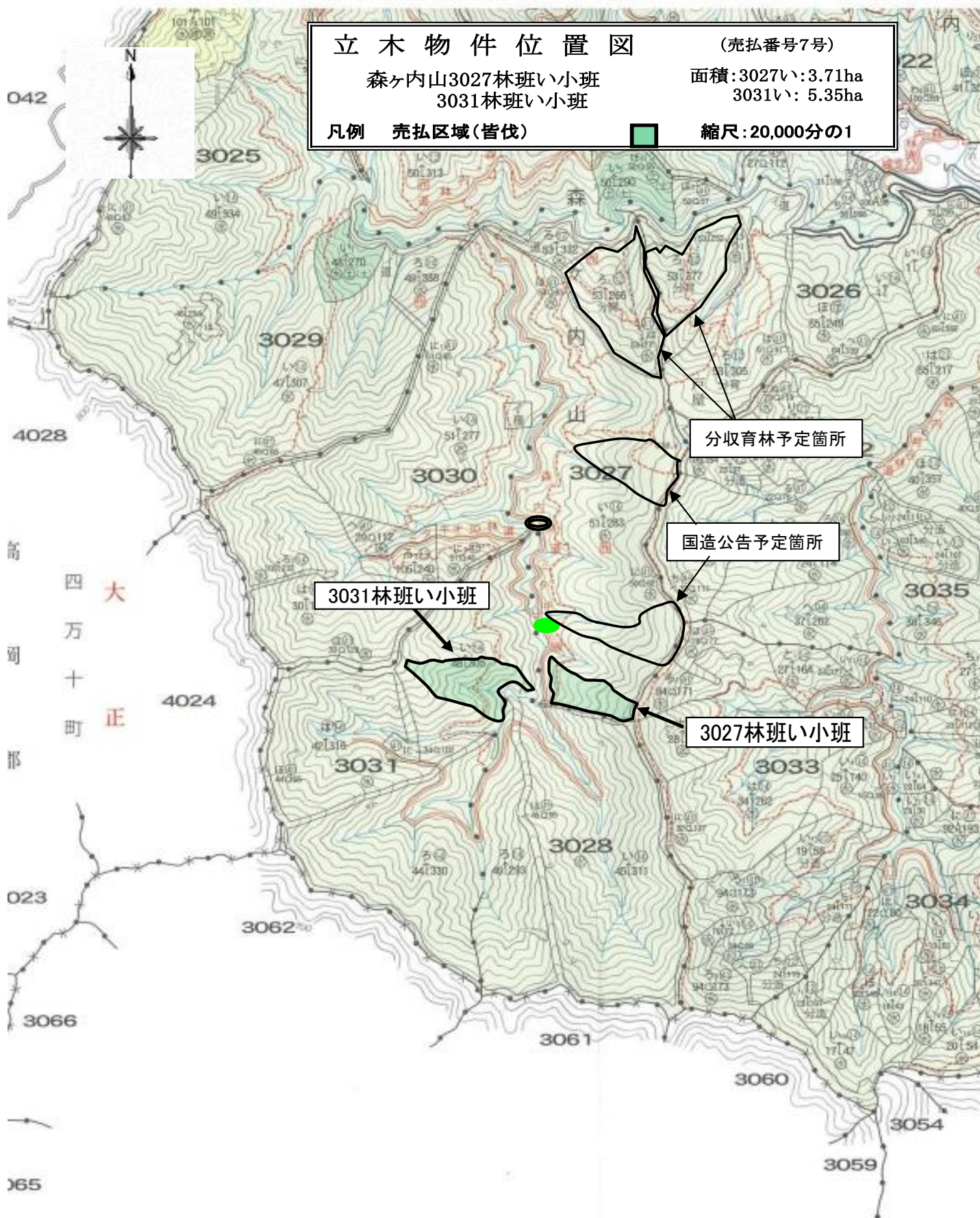
3031林班い小班

3031い: 5.35ha

凡例 売払区域(皆伐)

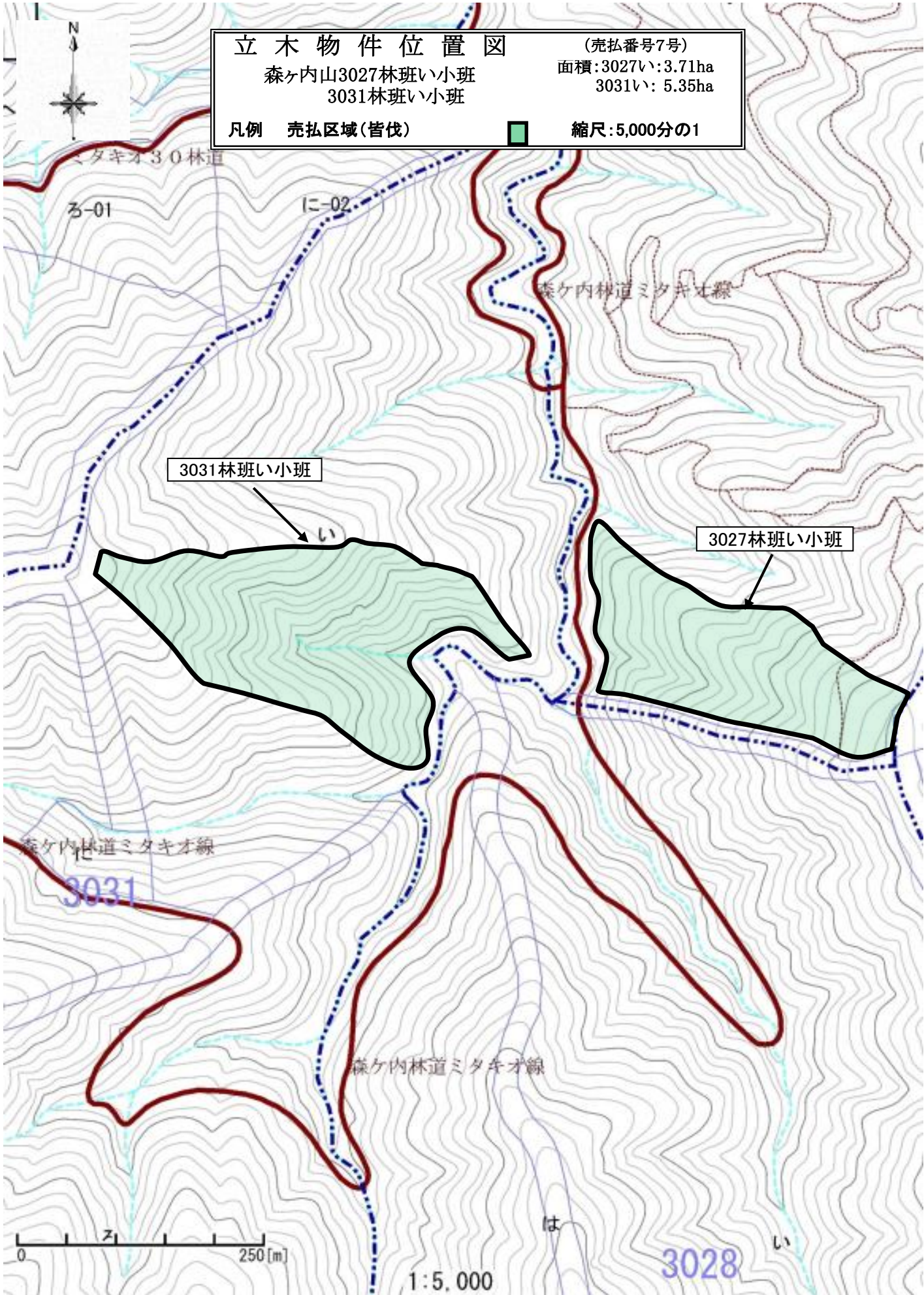


縮尺:20,000分の1



等高線間隔は20mとする

凡 例	
搬出路	
選木土場	



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 8 号

2(物件所在地 及び国有林名等) 高知県高岡郡四万十町下津井
坂島山国有林4067林班ろ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 8.67 HA 1伐区 4.30HA
2伐区 4.37HA

5(林齢) 66 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,139	1,138.94	
ヒ ノ キ	5,595	2,827.52	
ア カ マ ツ	12	12.16	
モ ミ	12	11.33	
ツ ガ	7	3.53	
低 質 材 N	3	0.42	
カ シ	33	17.09	
ミ ズ メ	8	3.75	
サ ク ラ	10	6.25	
そ の 他 L	98	46.68	
低 質 材 L	100	19.11	
計	7,017	4,086.78	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

坂島林道の使用車両は10t以下の車両とします。(ホイールベース5.5m以下)

<注意事項>

坂島林道61支線については、崩土及び路肩が決壊しているため、通行不可とする。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせ下さい。

(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 大正・下津井森林事務所:0880-27-1196)

13(その他)

--

第 8 号

[illegible]

	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		低質材N		カン		ミズメ		サクラ		その他L		低質材L	
直径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																						
10	7	0.28	10	0.4																		
12	2	0.14	22	1.54																		
14	8	0.88	54	5.40																		
16	11	1.65	104	14.56																		
18	7	1.47	203	42.63																		
20	11	2.97	262	70.74																30	5.00	
22	17	5.78	330	112.20			2	0.68	1	0.26										37	7.77	
24	25	10.50	329	138.18									6	1.69					22	5.87		
26	24	11.76	320	156.80									4	1.27			1	0.31	17	5.54		
28	30	17.40	269	156.02									2	0.78	1	0.39			5	2.10		
30	31	21.39	212	142.04	1	0.47							4	1.68	3	1.38			8	4.10		
32	32	25.92	163	120.62			1	0.41	1	0.78			1	0.53					3	1.63		
34	30	27.00	124	107.88			1	0.80					3	1.76					1	0.50		
36	40	41.60	58	55.68									2	1.23					3	1.85		
38	26	30.16	41	43.05									3	2.14					5	3.59		
40	22	29.04	17	20.40					1	1.01			1	0.85	1	0.80			3	2.70		
42	21	31.08	12	15.72															2	1.88		
44	17	27.54	13	19.37																		
46	14	25.34	6	9.72									1	1.20					1	1.27		
48	20	39.00	2	3.50																		
50	6	12.96	3	5.64																		
52	9	20.88																				
54	11	28.05					1	2.44														
56	8	21.76																				
58	2	5.88					1	2.33														
60	1	3.03																	1	2.51		
62	2	6.79																				
64	5	18.13																				
66	3	11.80																				
68	1	4.24																				
70	2	8.94											1	1.87								
82	1	6.03																				
94	1	7.95																				
98	1	8.61																				
計	448	515.95	2,554	1,242.09	1	0.47	6	6.66	3	2.05			28	15.00	5	2.57	1	0.31	71	33.54	67	12.77

3,184 1,831.41

立木物件位置図

(売払番号8号)

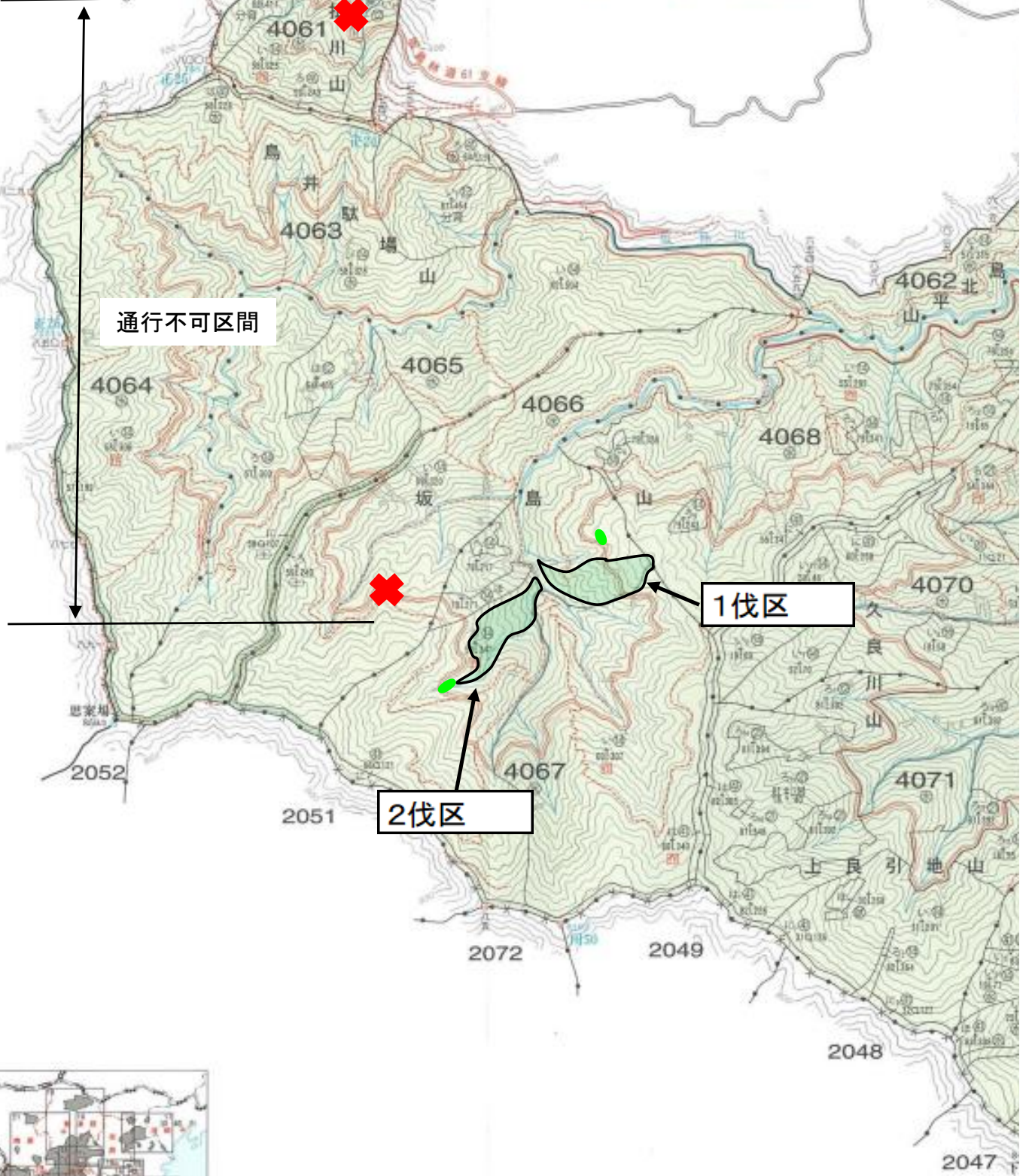
坂島山4067林班ろ小班

面積:1伐区 4.30ha
2伐区 4.37ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



通行不可区間

1伐区

2伐区



等高線の間隔は20mとする

凡 例	
選木土場	

立木物件位置図

(売払番号8号)

坂島山4067林班ろ小班

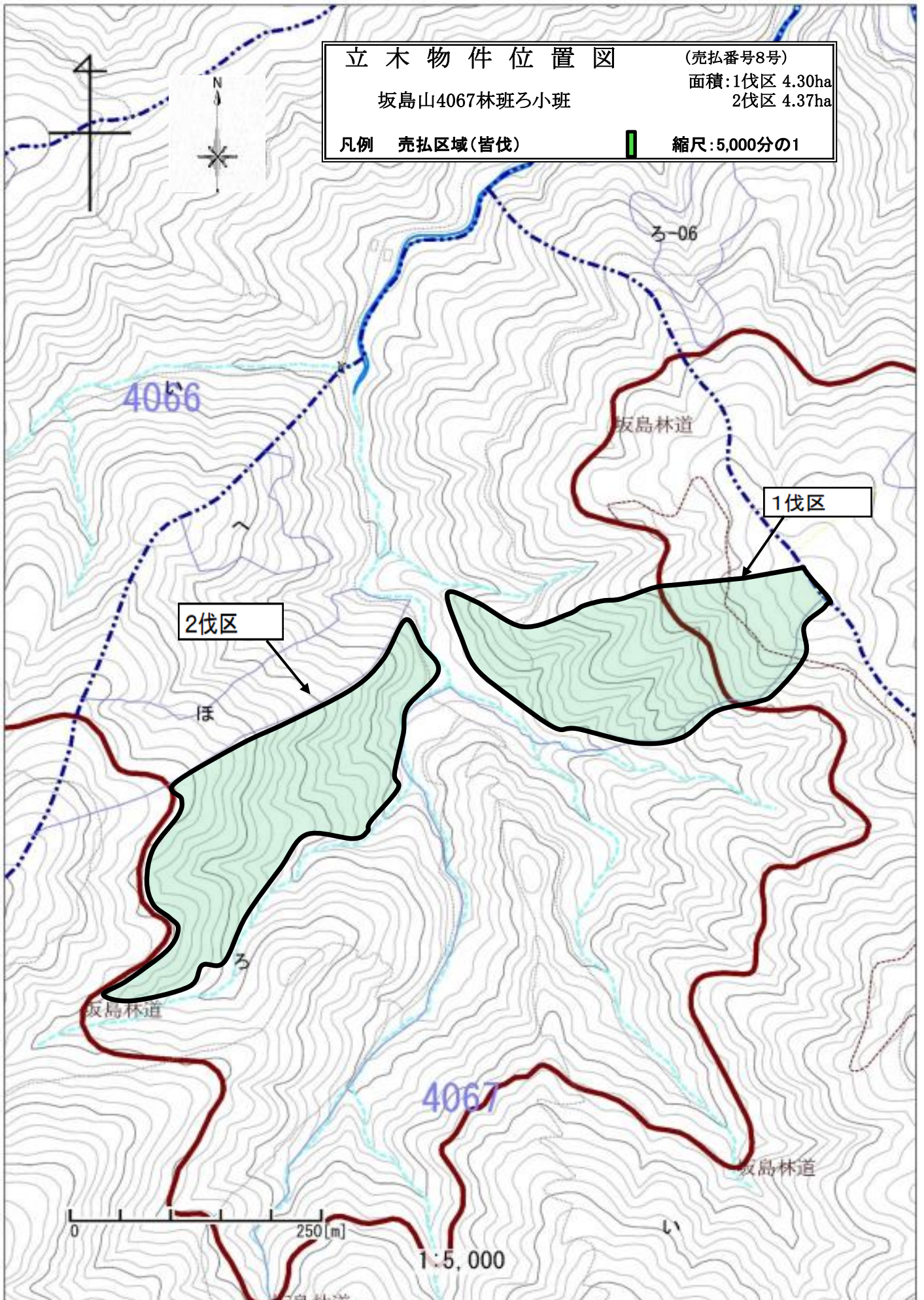
面積:1伐区 4.30ha

2伐区 4.37ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



嶺北森林管理署入札案内書
(令和 7 年度 第 1 回)

〒781-3601
高知県長岡郡本山町本山 850
TEL : 0887-76-2110

入札日時 : 令和 7 年 6 月 23 日 (月) 実施 (10 時 00 分締切 即時開札)
入札場所 : 嶺北森林管理署 1 階会議室

契約締結期限 : 令和 7 年 6 月 30 日 (月)

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考
第 1 号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 2 小班	スギ外	10,140	3,630.66	分収育林
第 2 号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 11 小班	スギ外	7,104	3,635.26	分収育林
第 3 号	皆 伐	高知県吾川郡いの町中ノ川 潰ヶ谷山国有林 228 林班は 12 小班	スギ外	8,852	4,309.47	分収育林
第 4 号	皆 伐	高知県吾川郡いの町戸中 葛籠谷黒滝山 231 林班よ 1 小班	ヒノキ外	7,162	2,647.66	分収育林

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	8 名	名	45.38 口
第 2 号	48 名	名	127.07 口
第 3 号	29 名	名	101.82 口
第 4 号	98 名	名	183.39 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) **第1号**

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町中ノ川
及び国有林名等) 漬ヶ谷山国有林228林班は2小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.44ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m3)	備考
スギ	7,188	2,941.61	
ヒノキ	2,933	659.17	
アカマツ	17	29.13	
その他L	2	0.75	
計	10,140	3,630.66	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

通行制限については道路管理者(いの町本川総合支所)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせ下さい。
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 寺家・大川森林事務所:0887-76-2691)

13(その他)

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細) 潰ヶ谷山国有林228林班は2小班 5.44ha 64年生 第1号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8	5	0.15	12	0.24								
10	22	1.10	61	2.44								
12	97	7.76	159	11.13								
14	302	36.24	332	33.20								
16	622	99.52	500	70.00								
18	897	206.31	567	107.73								
20	1,104	320.16	504	126.00								
22	1,106	398.16	380	125.40								
24	951	418.44	221	83.98								
26	731	387.43	113	51.98			2	0.75				
28	512	312.32	56	29.68								
30	327	235.44	19	11.97								
32	205	172.20	8	4.72								
34	127	119.38	1	0.70								
36	82	88.56			1	0.78						
38	45	55.80										
40	24	32.64										
42	14	21.42			2	2.45						
44	7	11.97			2	2.74						
46	4	7.40			4	5.74						
48	1	2.00										
50	1	2.05			2	3.77						
52	1	2.55			3	5.50						
54	1	2.61			1	1.64						
56												
58												
60												
62					1	3.40						
64					1	3.11						
66												
68												
70												
計	7,188	2,941.61	2,933	659.17	17	29.13	2	0.75				

合計本数	合計材積
10,140	3,630.66

立木物件位置図

(売払番号1)

潰ヶ谷山国有林228林班は2小班 面積: 5.44 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1

吉野・淀川広域流域

湖北仁徳森林計画区

吾川郡

いの市

桑源

第3号物件(潰ヶ谷山228は12)

第2号物件(潰ヶ谷山228は11)

中ノ川

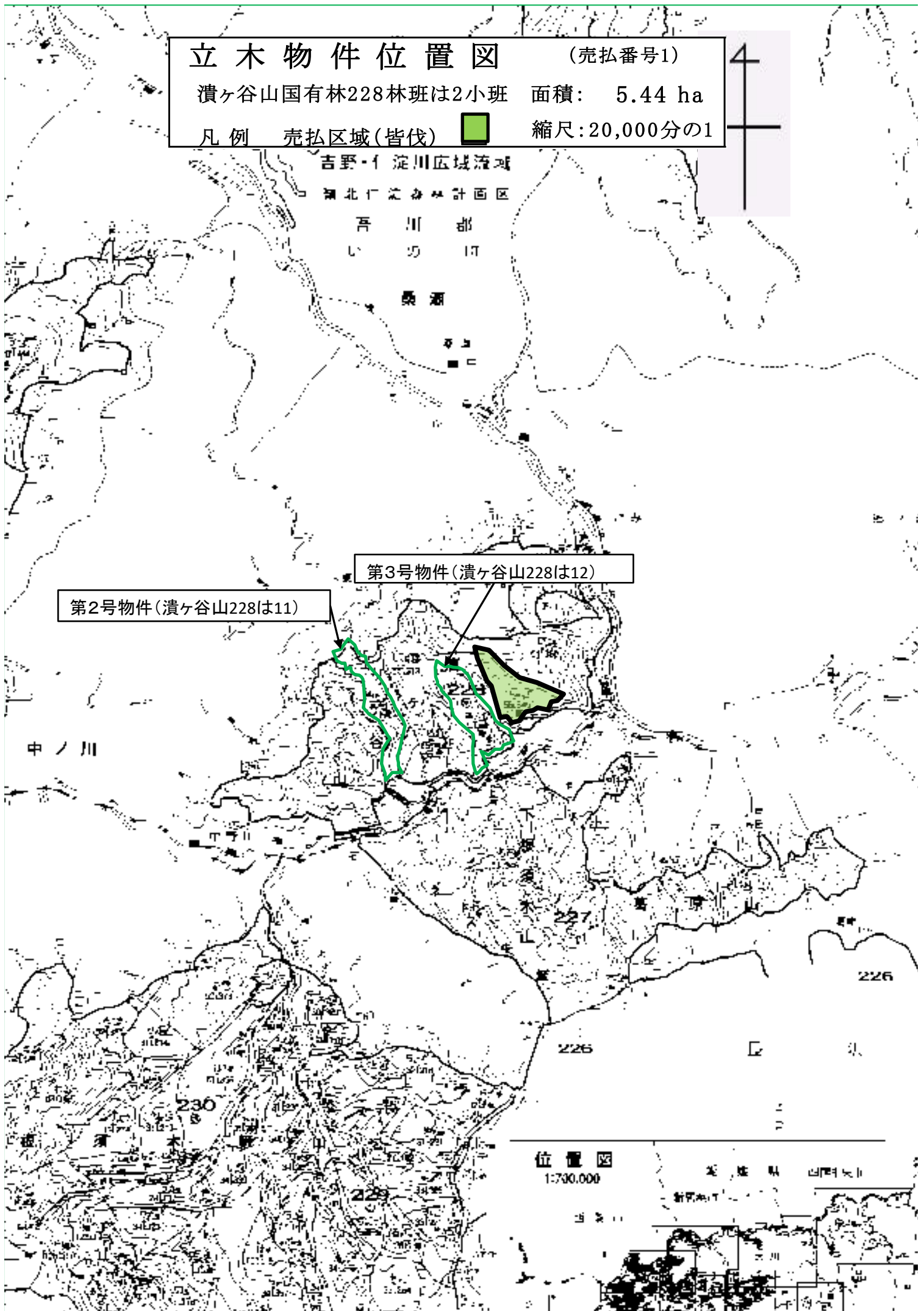
位置図

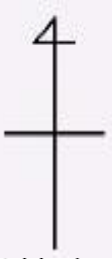
1:700,000

美雄町 西門外

新町

西門外



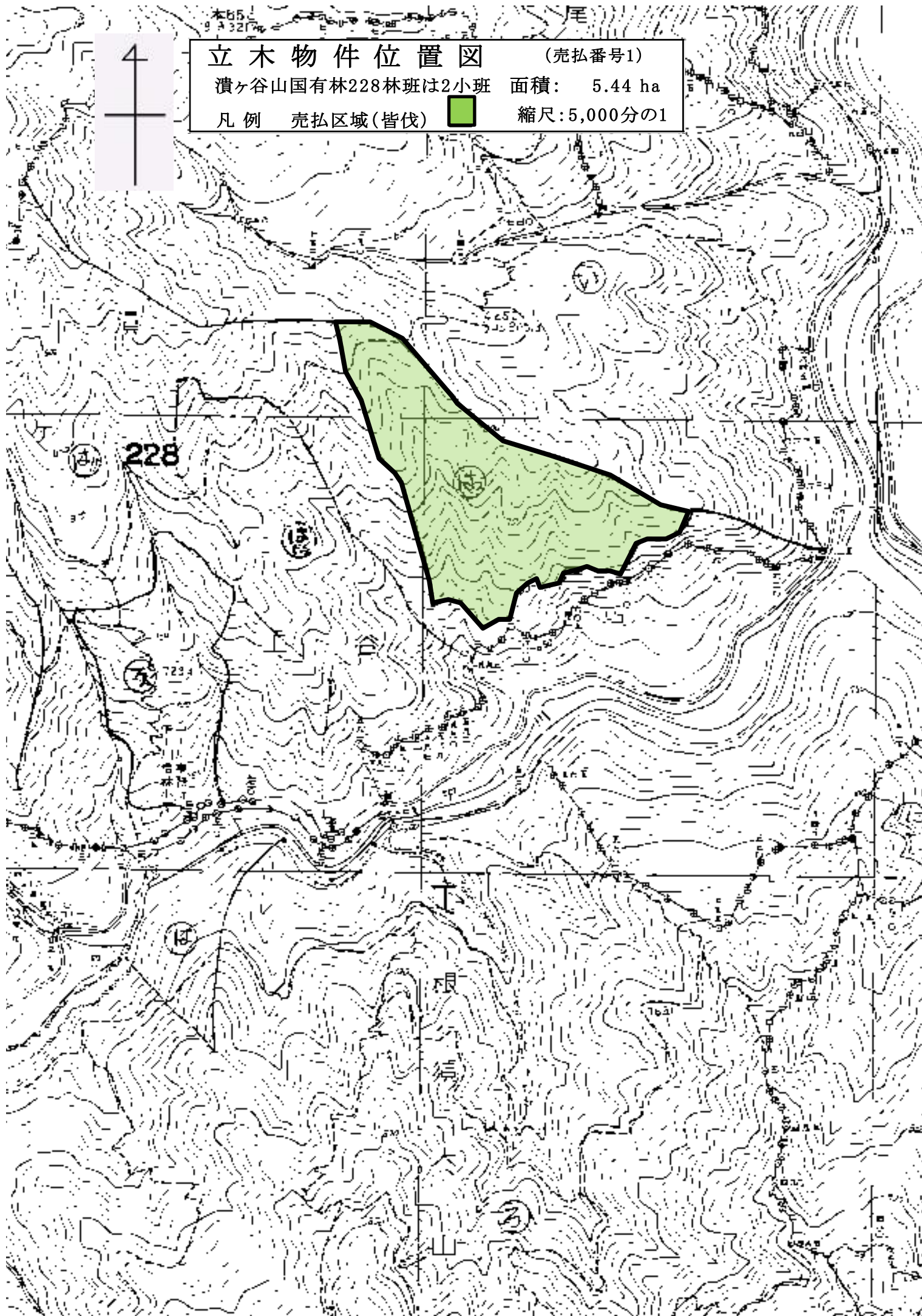


立木物件位置図

(売払番号1)

潰ヶ谷山国有林228林班は2小班 面積: 5.44 ha

凡例 売払区域(皆伐)  縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) **第2号**

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町中ノ川
及び国有林名等) 潰ヶ谷山国有林228林班は11小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.86ha

5(林齢) 63年生

6(物件の種類)

樹種	本数	材積 (m3)	備考
スギ	6,123	3,414.84	
ヒノキ	936	195.50	
アカマツ	3	3.10	
モミ	5	2.44	
ツガ	12	6.26	
その他	25	13.12	
計	7,104	3,635.26	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

通行制限については道路管理者(いの町本川総合支所)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせ下さい。
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 寺家・大川森林事務所:0887-76-2691)

13(その他)

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細) 潰ヶ谷山国有林228林班は11小班 5.86 HA 63年生 第 2 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8			1	0.02								
10	5	0.25	5	0.20								
12	20	1.60	25	1.75								
14	72	8.64	96	9.60								
16	217	34.72	171	22.23								
18	452	103.96	194	32.98								
20	704	204.16	174	38.28					1	0.25		
22	832	299.52	132	35.64					1	0.24		
24	791	348.04	67	22.11			3	0.87	4	1.18	2	0.60
26	753	399.09	35	13.30							1	0.31
28	640	390.40	20	9.40			1	0.53	2	0.89	7	2.49
30	514	370.08	8	4.24							3	1.31
32	333	279.72	2	1.22							2	1.02
34	271	265.58	5	3.67							1	0.50
36	185	199.80	1	0.86	1	0.74			2	1.60	5	3.17
38	116	143.84					1	1.04			1	0.75
40	81	113.40			1	0.94			1	0.83	1	0.90
42	52	82.16									1	1.05
44	35	59.85							1	1.27	1	1.02
46	18	34.20										
48	13	27.43										
50	12	27.84			1	1.42						
52	3	7.47										
54	1	2.96										
56	2	6.12										
58												
60												
62												
64	1	4.01										
66												
68												
70												
計	6,123	3,414.84	936	195.50	3	3.10	5	2.44	12	6.26	25	13.12

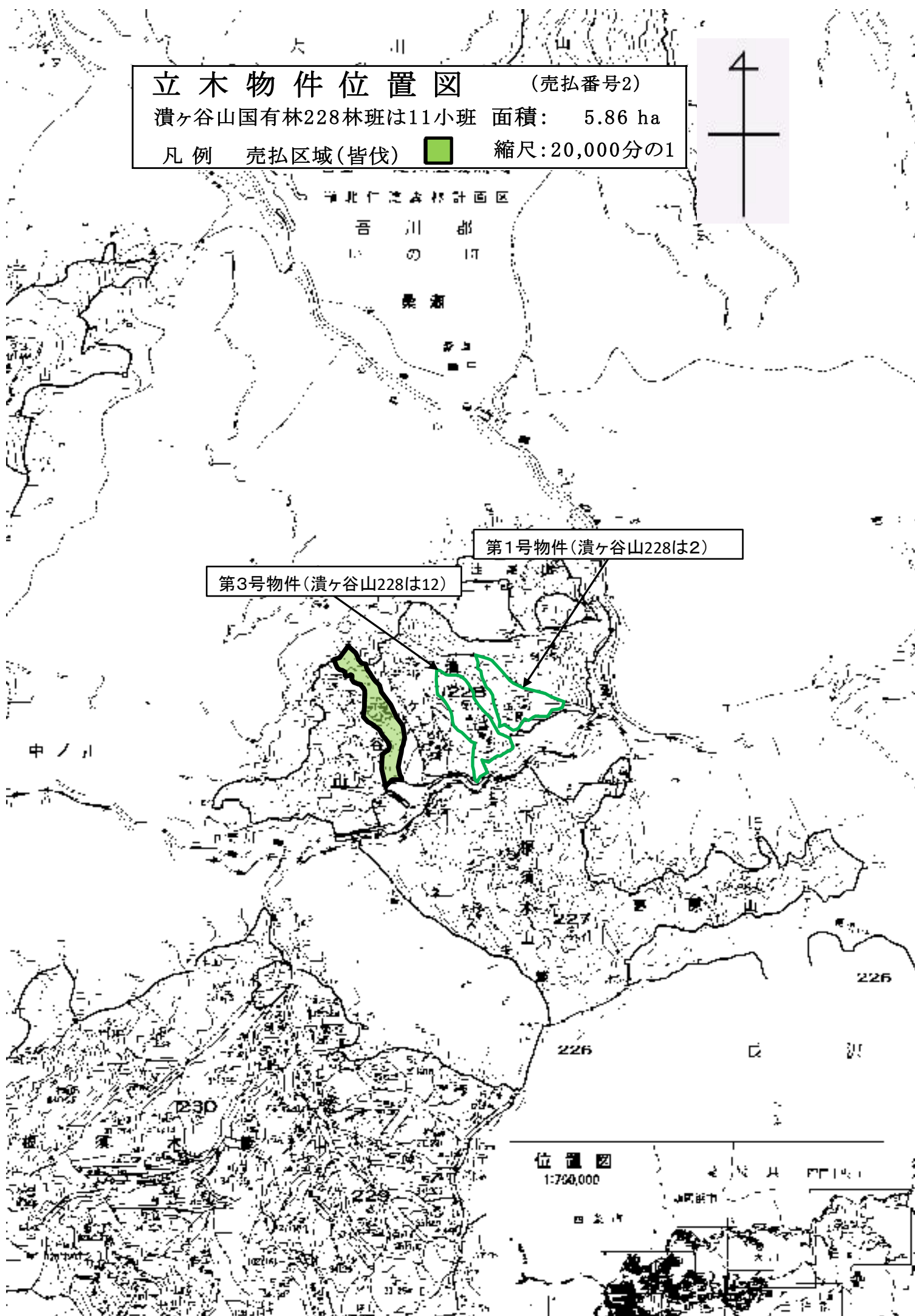
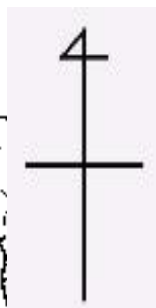
合計本数	合計材積
7,104	3,635.26

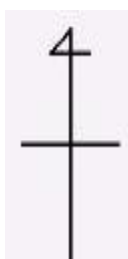
立木物件位置図

(売払番号2)

潰ヶ谷山国有林228林班は11小班 面積: 5.86 ha

凡例 売払区域(皆伐)  縮尺:20,000分の1





立木物件位置図

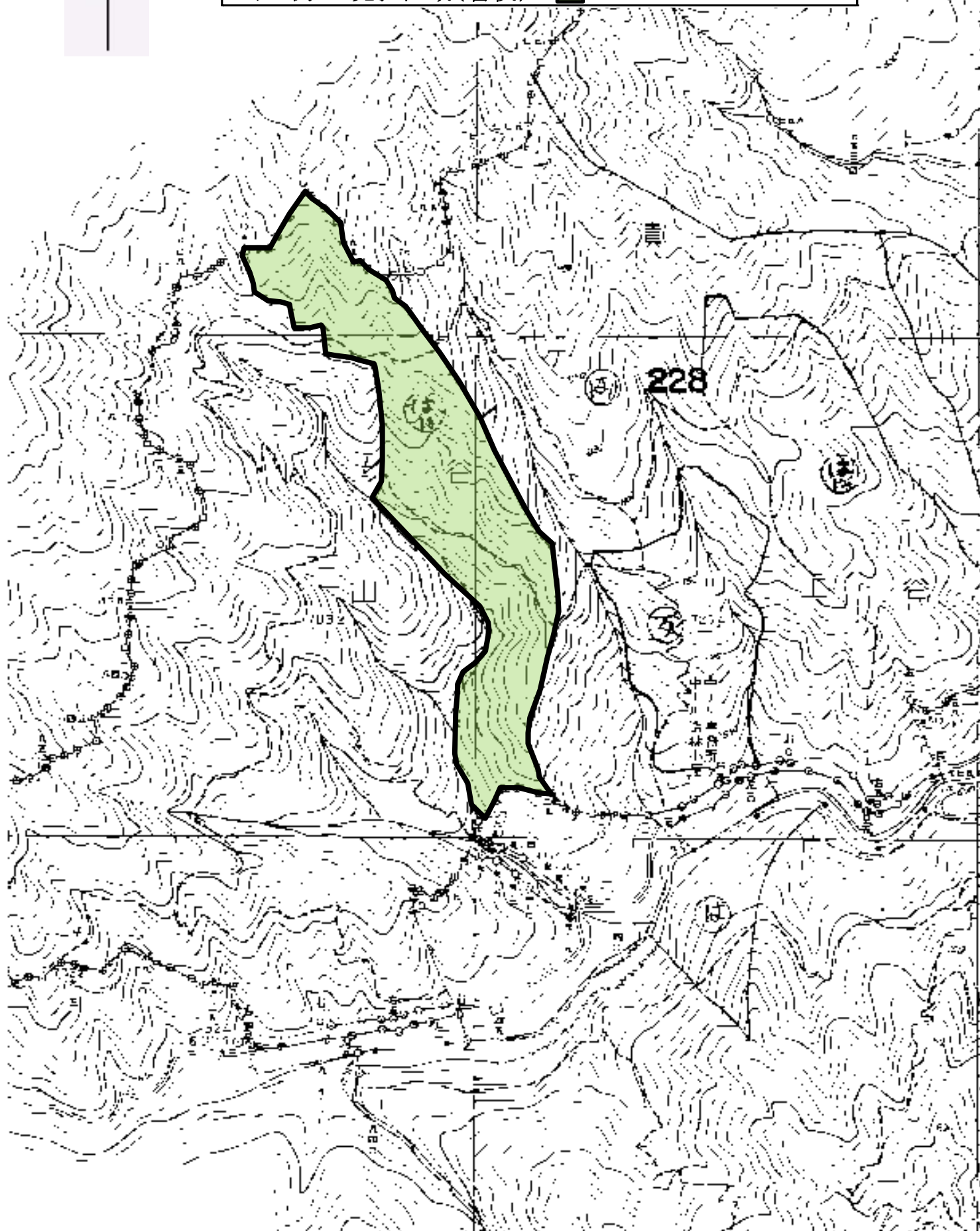
(売払番号2)

潰ヶ谷山国有林228林班は11小班 面積: 5.86 ha

凡 例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) **第3号**

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町中ノ川
及び国有林名等) 潰ヶ谷山国有林228林班は12小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.69ha

5(林齢) 63年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	7,926	4,088.75	
ヒ ノ キ	890	198.68	
ア カ マ ツ	17	14.42	
モ ミ	3	1.82	
ツ ガ	2	0.71	
そ の 他 L	14	5.09	
計	8,852	4,309.47	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

通行制限については道路管理者(いの町本川総合支所)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺家・大川森林事務所へ問い合わせ下さい。
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 寺家・大川森林事務所:0887-76-2691)

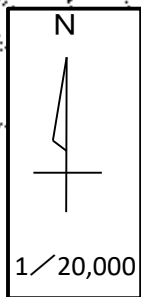
13(その他)

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細) 潰ヶ谷山国有林228林班は12小班 5.69 HA 63年生 第 3 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		その他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8	3	0.06	8	0.16								
10	12	0.48	20	0.80								
12	36	2.88	37	2.59								
14	166	19.92	109	10.90								
16	425	68.00	162	22.68								
18	754	173.42	179	34.01								
20	1,003	290.87	133	33.25	2	0.54	1	0.36				
22	1,124	404.64	114	37.62	1	0.39						
24	1,072	493.12	62	23.56	1	0.49			1	0.28	5	1.40
26	920	506.00	39	17.94	1	0.43			1	0.43	4	1.42
28	721	454.23	21	11.13	1	0.57					5	2.27
30	548	411.00	3	1.80	1	0.62						
32	392	344.96	2	1.41	1	0.63	1	0.81				
34	268	273.36	1	0.83			1	0.65				
36	187	209.44			4	3.55						
38	129	165.12			1	1.19						
40	68	95.20			2	1.94						
42	42	66.36										
44	23	39.33										
46	14	26.60										
48	8	16.48										
50	6	13.26			1	2.04						
52	2	4.98			1	2.03						
54	2	5.68										
56												
58												
60												
62	1	3.36										
64												
66												
68												
70												
計	7,926	4,088.75	890	198.68	17	14.42	3	1.82	2	0.71	14	5.09

合計本数	合計材積
8,852	4,309.47



立木物件位置図

(売払番号3)

潰ヶ谷山国有林228林班は12小班 面積: 5.69 ha

凡例 売払区域(皆伐)  縮尺:20,000分の1

吉野・仁淀川広域流域

南北仁淀森林計画区

吉川郡

いのち

森湖

第2号物件(潰ヶ谷山228は11)

第1号物件(潰ヶ谷山228は2)

中ノ川

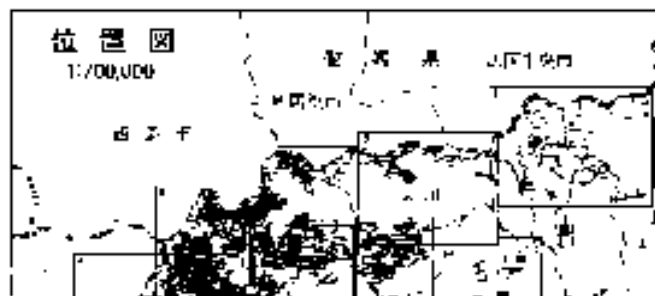
位置図

1/20,000

聖武県

山形県

西子千



立木物件位置図

(売払番号3)

潰ヶ谷山国有林228林班は12小班 面積: 5.69 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1

N



1/5,000

228

谷

根
行
木

販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) **第4号**

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町戸中
及び国有林名等) 葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 6.80 HA

5(林齢) 63 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	6	5.20	
ヒ ノ キ	7,012	2,583.36	
ア カ マ ツ	21	9.39	
コ ウ ヤ マ キ	3	0.70	
モ ミ	12	5.69	
ツ ガ	8	2.80	
そ の 他 L	100	40.52	
計	7,162	2,647.66	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

通行制限については道路管理者(いの町本川総合支所)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件周辺国有林は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。また支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届け出等の手続きを行うこと。
- ⑨ **小班内の分収育林除外地の立木については本物件の落札者により別途買い受けることを承諾のうえ入れしてください。(ヒノキ外 約220㎡)**

12(現地案内)

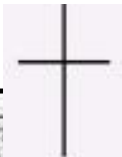
現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は寺川・長沢森林事務所へ問い合わせ下さい。
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 ・ 寺川・長沢森林事務所:088-869-2667)

13(その他)

- ① 当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。
- ② 森林作業道を作設する場合は、別紙「森林作業道の作設にかかる特約事項」を十分熟知の上実行すること。また葛籠谷黒滝山国有林231林班ろ小班的森林作業道を使用する場合は、鹿防護柵等を破損することのないように注意すること。

第4号

7.162	2.647.66
-------	----------



立木物件位置図

(売払番号4)

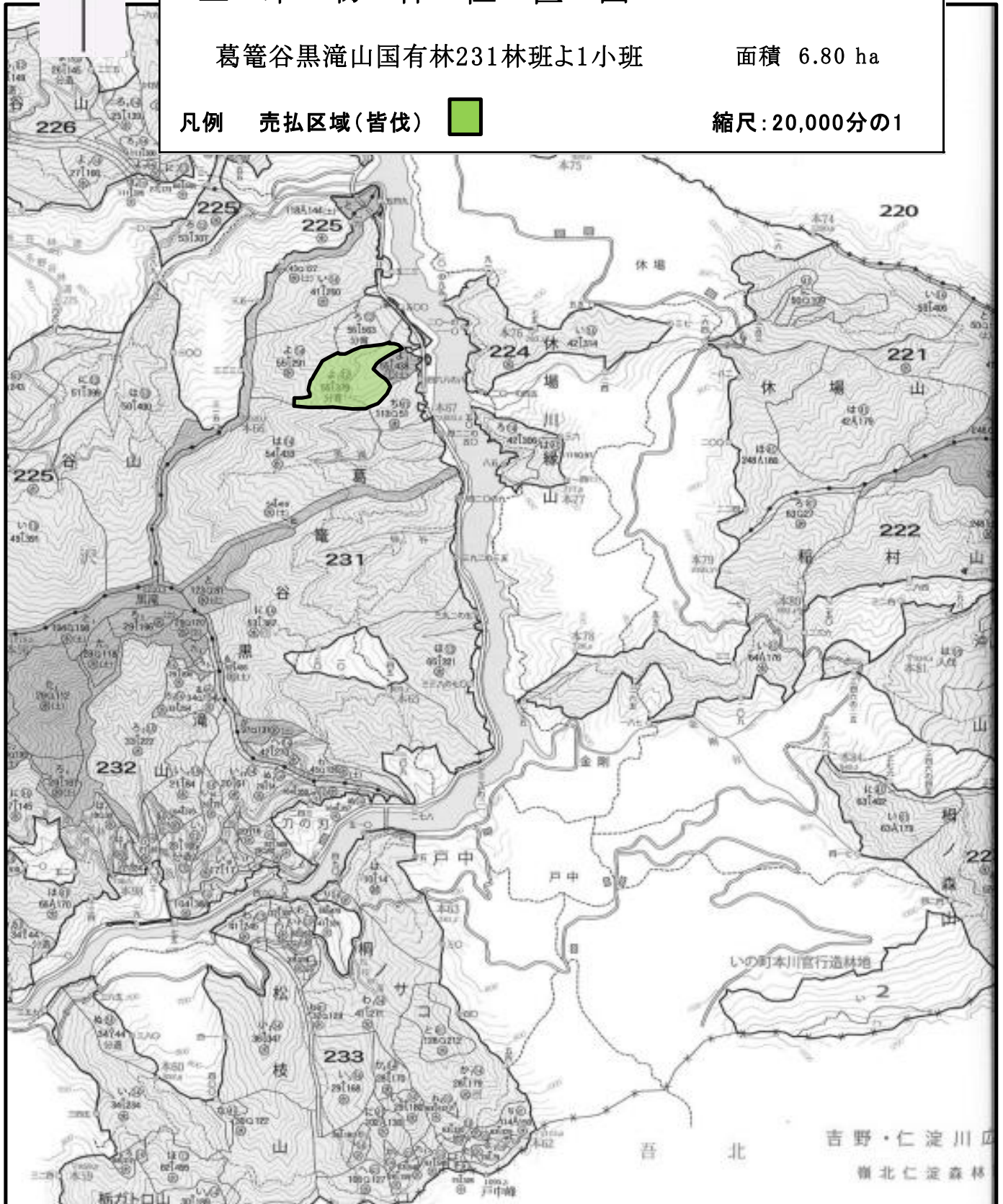
葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

面積 6.80 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1



立木物件位置図

(売払番号4)

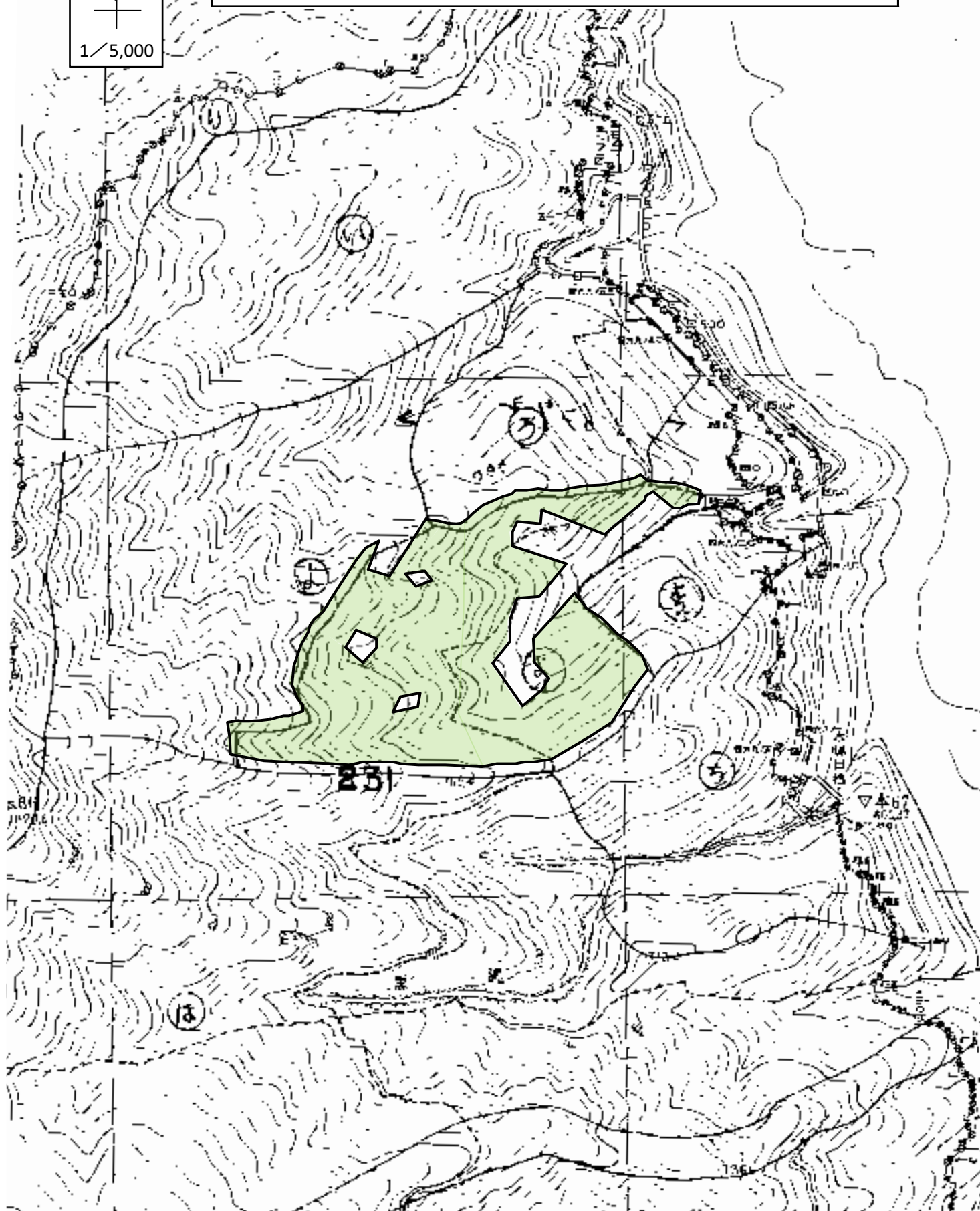
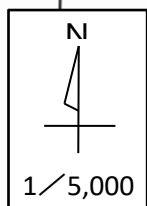
葛籠谷黒滝山国有林231林班よ1小班

面積 6.80 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



安芸森林管理署入札案内書

(第2回)

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL : 0887-34-3145

入札日時 : 令和7年6月26日(木)実施(10時00分締切 即時開札)
入札場所 : 安芸森林管理署 会議室

契約締結期限 : 令和7年7月2日(水)

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考
第1号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1155 林班 い小班	スギ外	4,402	2,292.84	
第2号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1155 林班 い1 小班	スギ外	4,503	2,561.54	
第3号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1158 林班 い1 小班	スギ外	2,557	1,938.33	
第4号	皆 伐	高知県室戸市佐喜浜町 桑ノ木谷山国有林 1158 林班 い11 小班	スギ外	5,721	2,414.26	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県室戸市佐喜浜町
及び国有林名等) 桑ノ木谷山国有林 1155林班 い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.00 ha

5(林齢) 69 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,906	1,605.57	
ヒ ノ キ	1,421	612.16	
ア カ マ ツ	49	63.62	
シ イ	18	7.32	
そ の 他 L	8	4.17	
計	4,402	2,292.84	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

- ①当該区域及び周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の
手続が必要となります。
②近隣の小坂川は砂防指定地となっています。

10(運搬路(林道)の通行制限)

桑の木林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t未満です。

11(特記事項)

- ①作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
②桑ノ木山1156林班では生産請負事業が実行中ですので、注意をお願いします。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

--

14(物件明細) 桑ノ木谷山国有林 1155林班 い小班 5.00 ha 69 年生 第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		シイ		その他L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	13	0.52	5	0.20										
12	47	3.29	18	1.26										
14	99	10.89	38	3.80										
16	139	20.85	73	10.22										
18	209	39.71	123	23.37										
20	228	57.00	147	36.75										
22	268	83.08	168	52.08	1	0.27								
24	286	108.68	179	68.02	1	0.33	4	0.92						
26	276	121.44	167	73.48	1	0.36	7	2.11	1	0.36				
28	278	147.34	167	88.51			1	0.36	3	0.99				
30	264	166.32	109	65.40	4	2.22			2	0.91				
32	205	145.55	99	66.33	2	1.03	1	0.57	1	0.57				
34	136	112.88	53	41.34	1	0.82	2	1.09						
36	111	107.67	29	24.94	2	1.69	2	1.47						
38	113	120.91	16	16.00	3	2.48	1	0.80						
40	82	100.86	8	8.72	4	4.40								
42	47	63.45	6	7.14	2	2.12								
44	34	51.68	4	5.44	1	1.49								
46	20	33.20	4	5.92	3	3.32			1	1.34				
48	18	33.30	7	11.20	1	1.24								
50	10	20.50	1	2.04	3	4.57								
52	8	17.68			5	8.74								
54	7	16.59			8	13.95								
56	1	2.60			3	6.29								
58	6	16.68			3	6.14								
60	1	2.90			1	2.16								
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	2,906	1,605.57	1,421	612.16	49	63.62	18	7.32	8	4.17				
												4,402	2,292.84	

立木物件位置図 (売払番号1号)

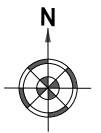
桑ノ木谷山 1155林班 い小班

面積：5 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



4号物件
(桑ノ木谷山1158い11)

3号物件
(桑ノ木谷山1158い1)

2号物件
(桑ノ木谷山1155い1)

凡 例	
選木土場	●

立木物件位置図

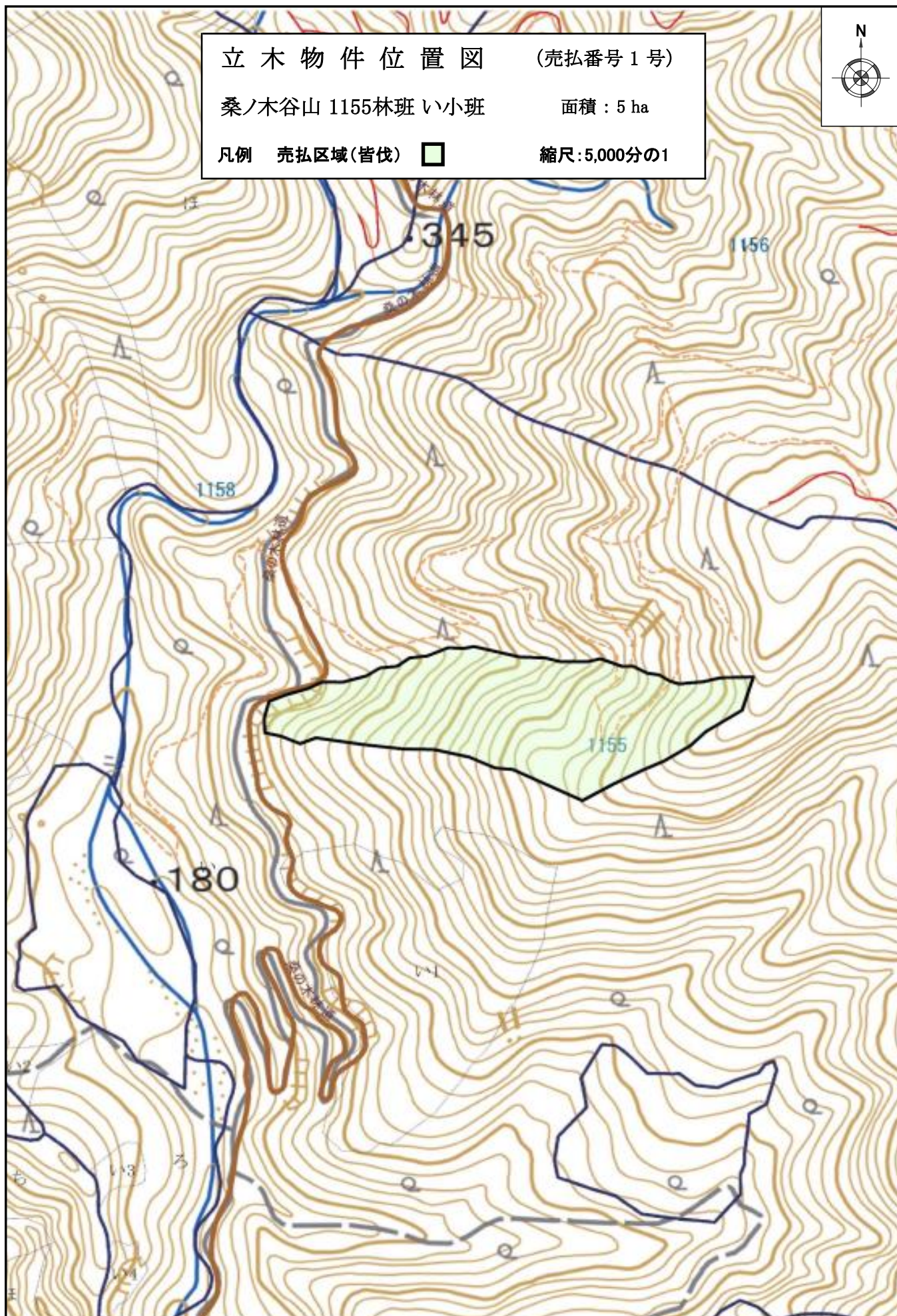
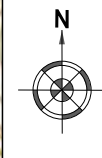
(売払番号 1 号)

桑ノ木谷山 1155林班 い小班

面積：5 ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 高知県室戸市佐喜浜町
及び国有林名等) 桑ノ木谷山国有林 1155林班 い1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.69 ha

5(林齢) 69 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,823	1,638.65	
ヒ ノ キ	1,505	808.88	
ア カ マ ツ	38	44.43	
そ の 他 L	137	69.58	
計	4,503	2,561.54	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

- ①当該区域及び周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②近隣の小坂川は砂防指定地となっています。

10(運搬路(林道)の通行制限)

桑の木林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t未満です。

11(特記事項)

- ①作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
- ②区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ③桑ノ木山1156林班では生産請負事業が実行中ですので、注意をお願いします。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

--

14(物件明細) 桑ノ木谷山国有林 1155林班 い1小班 5.69 ha 69 年生 第 2 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	33	1.32	3	0.09										
12	72	4.32	12	0.72										
14	93	8.37	22	1.98										
16	148	20.72	43	5.59										
18	150	28.50	78	14.04										
20	208	52.00	123	29.52	1	0.19								
22	269	83.39	125	38.75	1	0.17								
24	258	98.04	164	62.32	1	0.29	21	5.18						
26	277	130.19	185	85.10	1	0.34	23	7.17						
28	252	141.12	171	90.63	2	0.80	16	5.61						
30	221	139.23	164	103.32	1	0.50	15	6.04						
32	195	144.30	125	88.75			15	7.47						
34	171	141.93	110	91.30			14	7.65						
36	115	111.55	57	51.87	4	2.73	7	4.32						
38	81	86.67	47	47.00	1	0.95	6	4.39						
40	69	84.87	29	31.61			5	4.00						
42	57	79.23	15	18.75	2	2.05	3	2.82						
44	49	74.48	12	16.32	5	5.42								
46	35	59.85	10	14.80			6	6.48						
48	29	53.65	6	9.60	5	6.51	3	3.53						
50	17	34.85	2	3.20	7	11.55	1	1.63						
52	9	19.89	2	3.62	2	2.98	1	1.37						
54	6	14.58			1	1.55	1	1.92						
56	3	7.80			2	4.13								
58	2	5.50			1	2.33								
60	3	8.82			1	1.94								
62														
64														
66	1	3.48												
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	2,823	1,638.65	1,505	808.88	38	44.43	137	69.58						
													4,503	2,561.54

立木物件位置図 (売払番号2号)

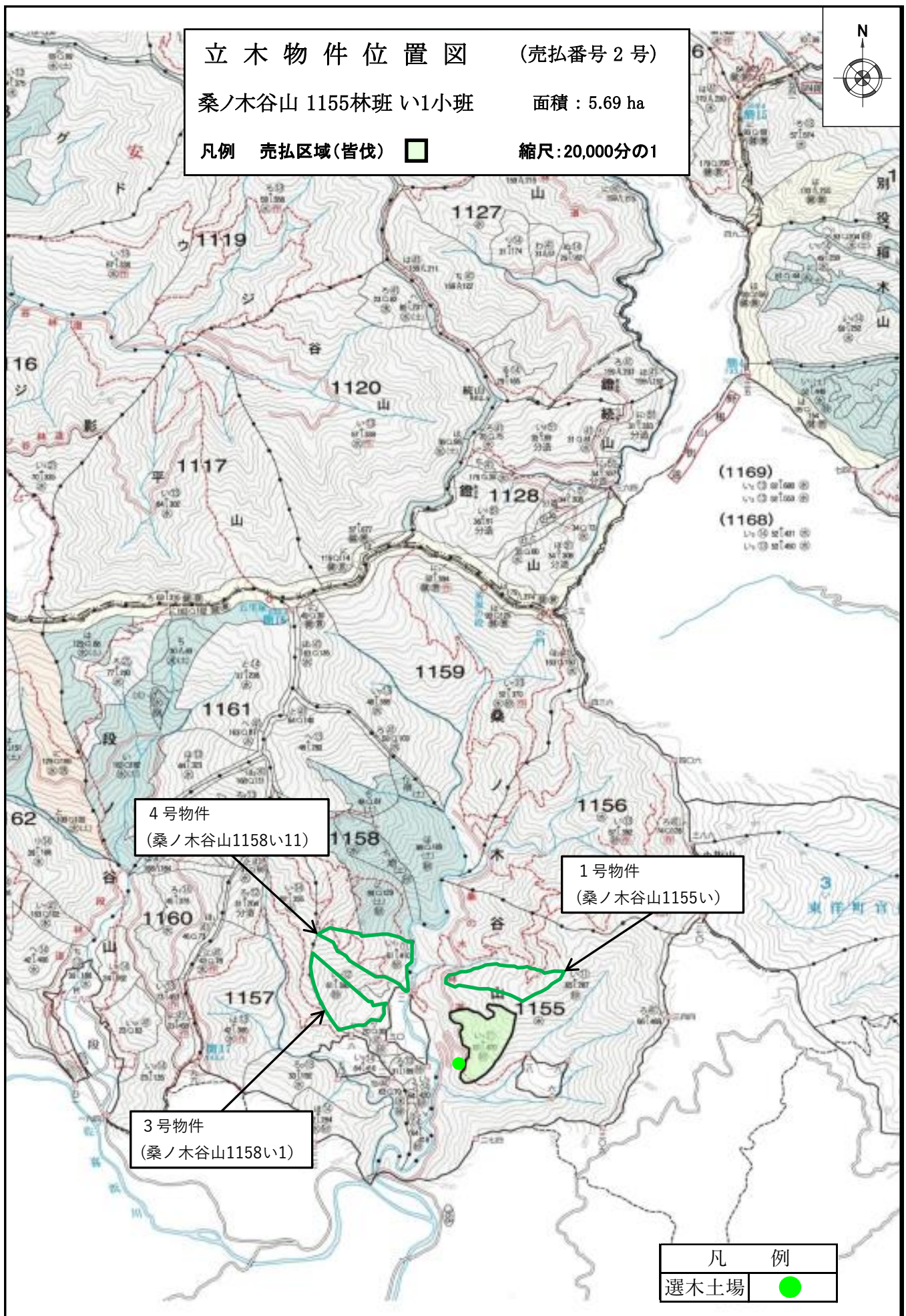
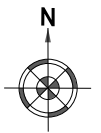
桑ノ木谷山 1155林班 い1小班

面積：5.69 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



4号物件
(桑ノ木谷山1158い11)

1号物件
(桑ノ木谷山1155い)

3号物件
(桑ノ木谷山1158い1)

凡 例	
選木土場	●

立木物件位置図

(売払番号2号)

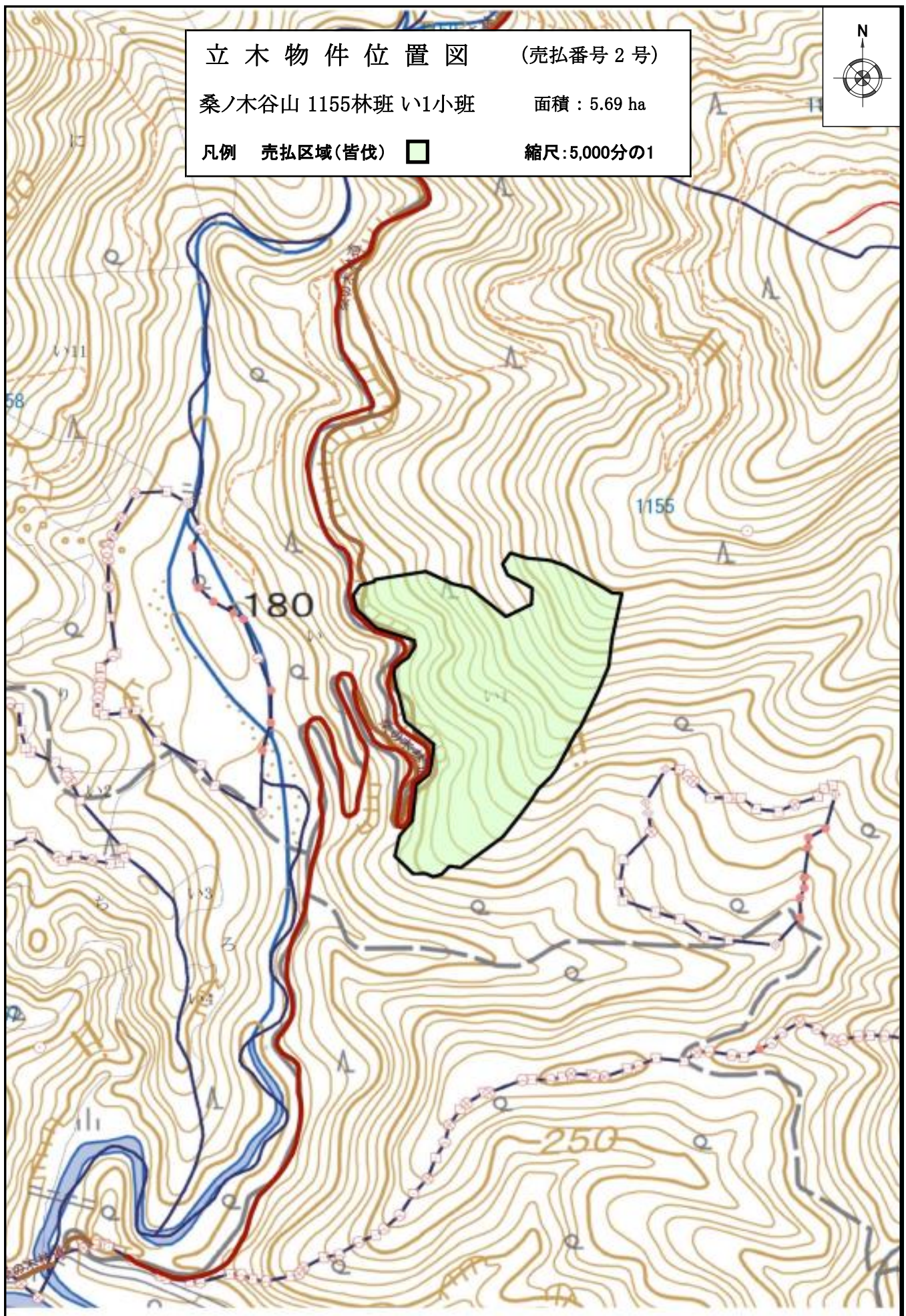
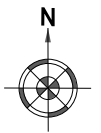
桑ノ木谷山 1155林班 い1小班

面積：5.69 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 高知県室戸市佐喜浜町
及び国有林名等) 桑ノ木谷山国有林 1158林班 い1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 4.81 ha

5(林齢) 65 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	922	937.76	
ヒ ノ キ	1,342	859.89	
ア カ マ ツ	7	7.93	
カ シ	3	1.43	
ナ ラ	1	0.41	
シ イ	271	125.10	
サ ク ラ	4	2.31	
そ の 他 L	7	3.50	
計	2,557	1,938.33	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

- ①当該区域及び周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②隣接する小坂川は砂防指定地となっています。

10(運搬路(林道)の通行制限)

桑の木林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t未満です。

11(特記事項)

- ①作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
- ②区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ③桑ノ木山1156林班では生産請負事業が実行中ですので、注意をお願いします。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

--

14(物件明細) 桑ノ木谷山国有林 1158林班 い1小班 4.81 ha 65 年生 第 3 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		カシ		ナラ		シイ		サクラ		その他L	
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																
10	3	0.12	7	0.28												
12	12	0.84	19	1.33												
14	17	1.70	35	3.50												
16	26	3.64	59	7.67												
18	40	7.60	65	11.70												
20	38	9.50	68	16.32												
22	33	10.23	84	26.04												
24	47	17.86	106	38.16							57	14.16			2	0.56
26	58	27.26	113	49.72			2	0.65			61	18.94				
28	55	29.15	119	59.50							35	12.72	1	0.42		
30	48	30.24	121	67.76							25	10.92	1	0.51		
32	59	41.89	101	67.67					1	0.41	19	9.27			1	0.41
34	53	43.99	85	62.90	1	0.67					17	9.21	1	0.50	1	0.54
36	49	45.57	74	63.64							20	12.69			2	1.14
38	59	63.13	57	54.15	1	0.81					6	4.45				
40	43	51.17	47	48.88	1	0.79					15	12.60			1	0.85
42	41	55.35	43	51.17			1	0.78			4	3.97	1	0.88		
44	45	66.60	30	39.00	1	1.06					4	4.18				
46	55	88.55	32	47.36							4	4.42				
48	26	46.80	19	30.40	2	2.41										
50	26	50.44	17	29.24							1	1.39				
52	19	39.90	12	21.54												
54	18	41.58	16	31.22												
56	16	39.68	6	12.76												
58	5	13.25	2	4.64							1	1.69				
60	6	17.40	3	8.14												
62	4	11.87	1	2.46	1	2.19					1	2.16				
64	6	19.09	1	2.74												
66	4	13.99														
68	4	15.38									1	2.33				
70	1	4.06														
72	1	4.20														
74	2	8.86														
76																
78	1	5.67														
80	2	11.20														
計	922	937.76	1,342	859.89	7	7.93	3	1.43	1	0.41	271	125.10	4	2.31	7	3.50

2,557 1,938.33

立木物件位置図 (売払番号3号)

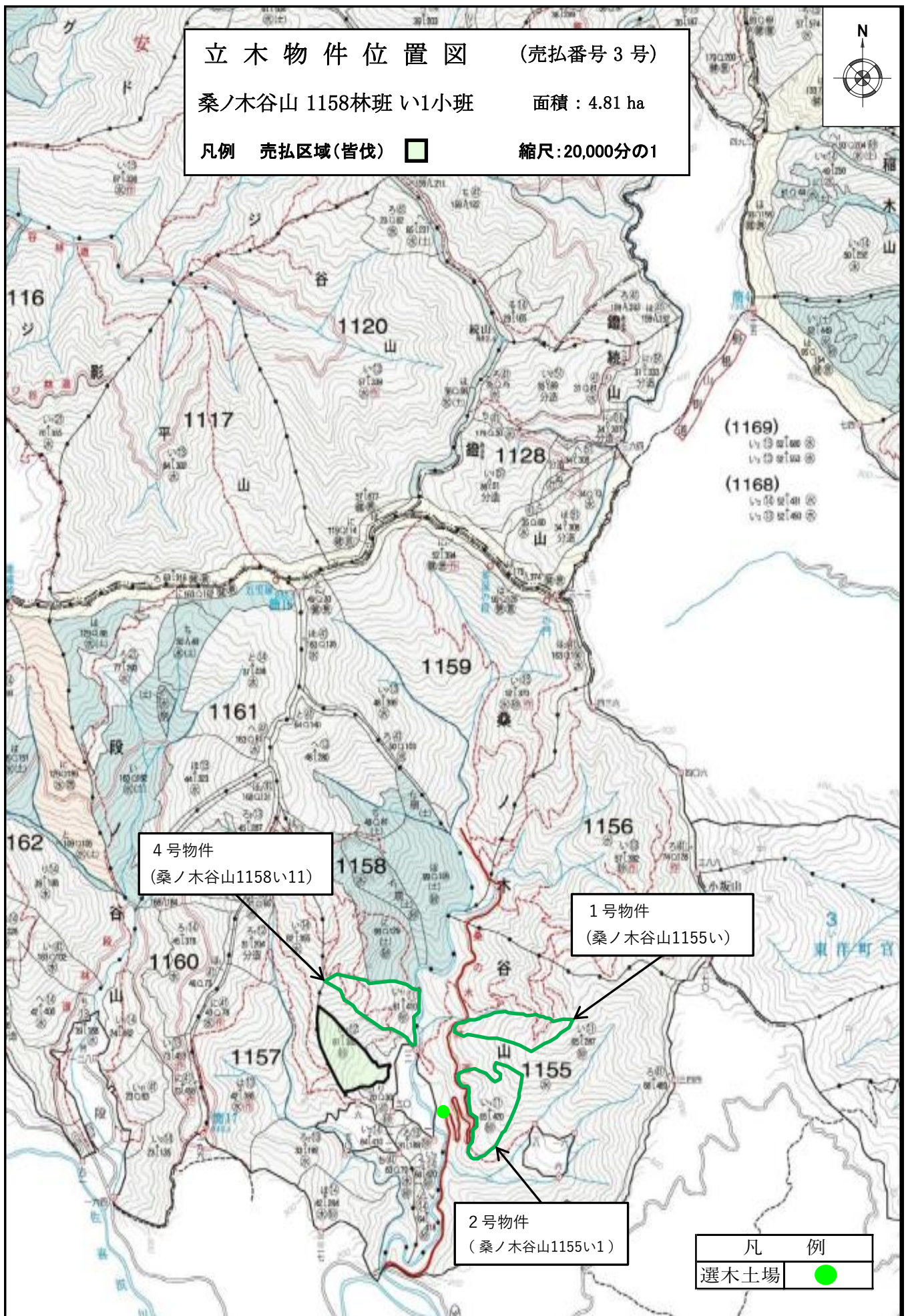
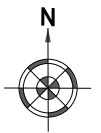
桑ノ木谷山 1158林班 い1小班

面積：4.81 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



4号物件
(桑ノ木谷山1158い11)

1号物件
(桑ノ木谷山1155い)

2号物件
(桑ノ木谷山1155い1)

凡 例	
選木土場	

立木物件位置図 (売払番号 3 号)

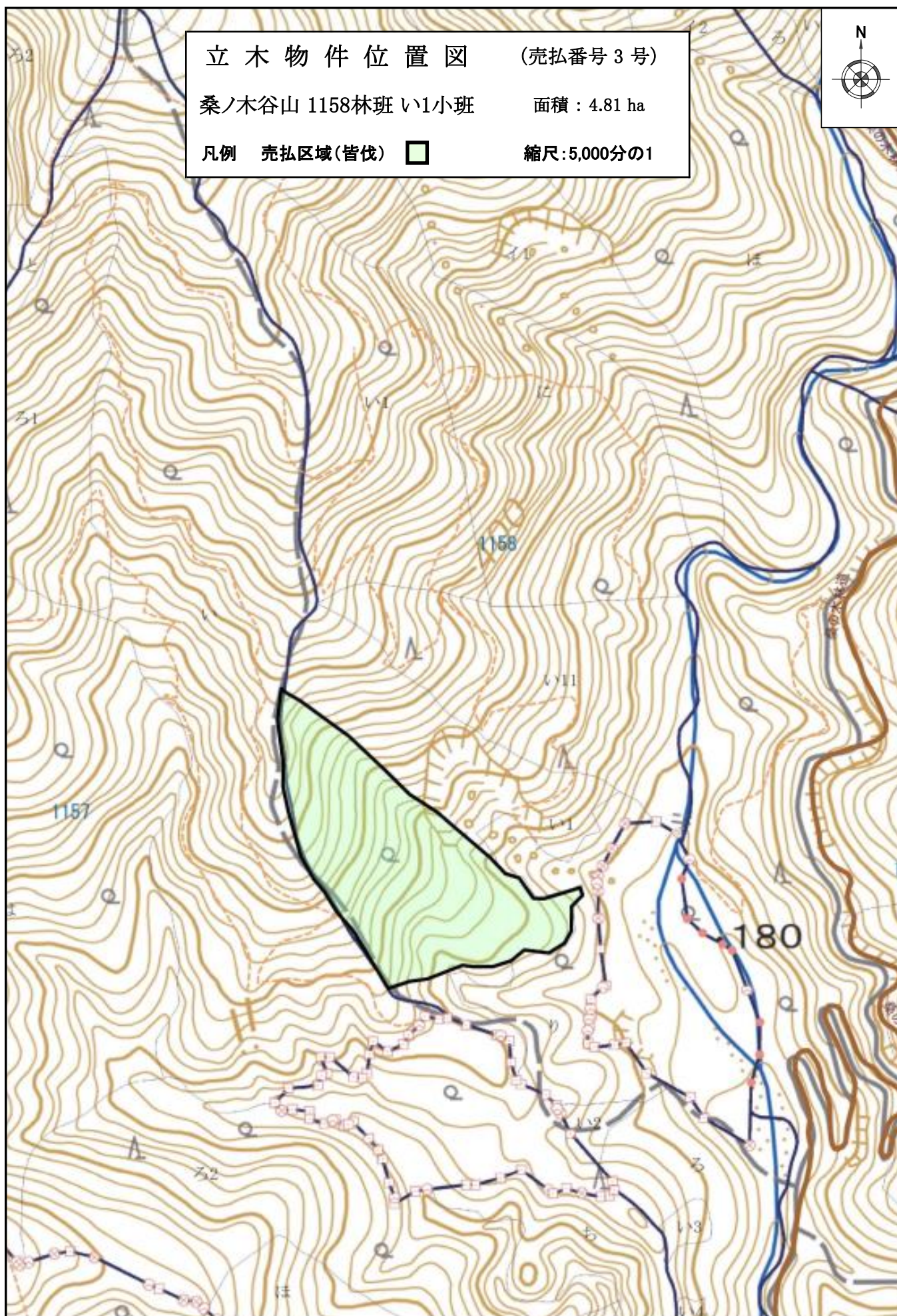
桑ノ木谷山 1158林班 い1小班

面積 : 4.81 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

安芸森林管理署

1(物件番号) **第 4 号**

2(物件所在地 高知県室戸市佐喜浜町
及び国有林名等) 桑ノ木谷山国有林 1158林班 い11小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.52 ha

5(林齢) 65 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	4,633	1,974.61	
ヒ ノ キ	256	95.23	
ア カ マ ツ	69	54.80	
モ ミ	3	3.14	
低 質 材 マ ツ	3	0.51	
サ ク ラ	13	5.76	
そ の 他 L	496	229.03	
低 質 材 L	248	51.18	
計	5,721	2,414.26	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

- ①当該区域及び周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②隣接する小坂川は砂防指定地となっています。

10(運搬路(林道)の通行制限)

桑の木林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t未満です。

11(特記事項)

- ①作業期間中は、道路上等に注意標識を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
- ②区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ③桑ノ木山1156林班では生産請負事業が実行中ですので、注意をお願いします。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野根森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 野根森林事務所:0887-28-1117

13(その他)

--

14(物件明細) 桑ノ木谷山国有林 1158林班 い11小班 5.52 ha 65 年生 第 4 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		低質材マツ		サクラ		その他L		低質材L		
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	
8																	
10	78	3.12	2	0.06													
12	212	14.84	16	0.96													
14	363	39.93	22	2.20													
16	493	73.95	23	3.45					1	0.14							
18	539	107.80	23	4.83					2	0.37							
20	525	136.50	28	7.56	1	0.21									116	21.62	
22	480	158.40	23	7.59	1	0.22									132	29.56	
24	397	158.80	25	10.00	4	1.32					5	1.52	110	30.36			
26	347	163.09	30	13.80	1	0.38					2	0.68	78	26.51			
28	262	146.72	19	10.45	5	2.15					1	0.36	83	33.99			
30	237	156.42	18	11.34	6	3.18					1	0.40	64	29.26			
32	188	139.12	12	8.52	10	5.84	1	0.41			2	1.10	45	24.19			
34	130	111.80	7	5.81	11	7.37							47	27.92			
36	99	99.99	1	0.91	6	4.65	1	0.78			1	0.81	29	19.48			
38	63	69.93	2	1.70	6	4.76					1	0.89	15	12.05			
40	50	63.50	3	3.06	2	1.73							10	9.20			
42	41	56.99	1	1.19	3	3.14							4	3.70			
44	34	53.38			2	2.12							6	6.03			
46	23	39.33			2	2.63							2	2.28			
48	14	26.60			4	5.33	1	1.95					1	1.35			
50	12	25.32	1	1.80	1	1.73							2	2.71			
52	10	22.60			1	1.70											
54	11	26.73			1	1.82											
56	5	12.82			1	1.97											
58	3	8.46															
60	8	23.85															
62	1	3.16			1	2.55											
64	2	6.84															
66	2	7.26															
68	1	3.76															
70																	
72	1	4.12															
74	2	9.48															
76																	
78																	
80																	
計	4,633	1,974.61	256	95.23	69	54.80	3	3.14	3	0.51	13	5.76	496	229.03	248	51.18	
																5,721	2,414.26

立木物件位置図 (売払番号4号)

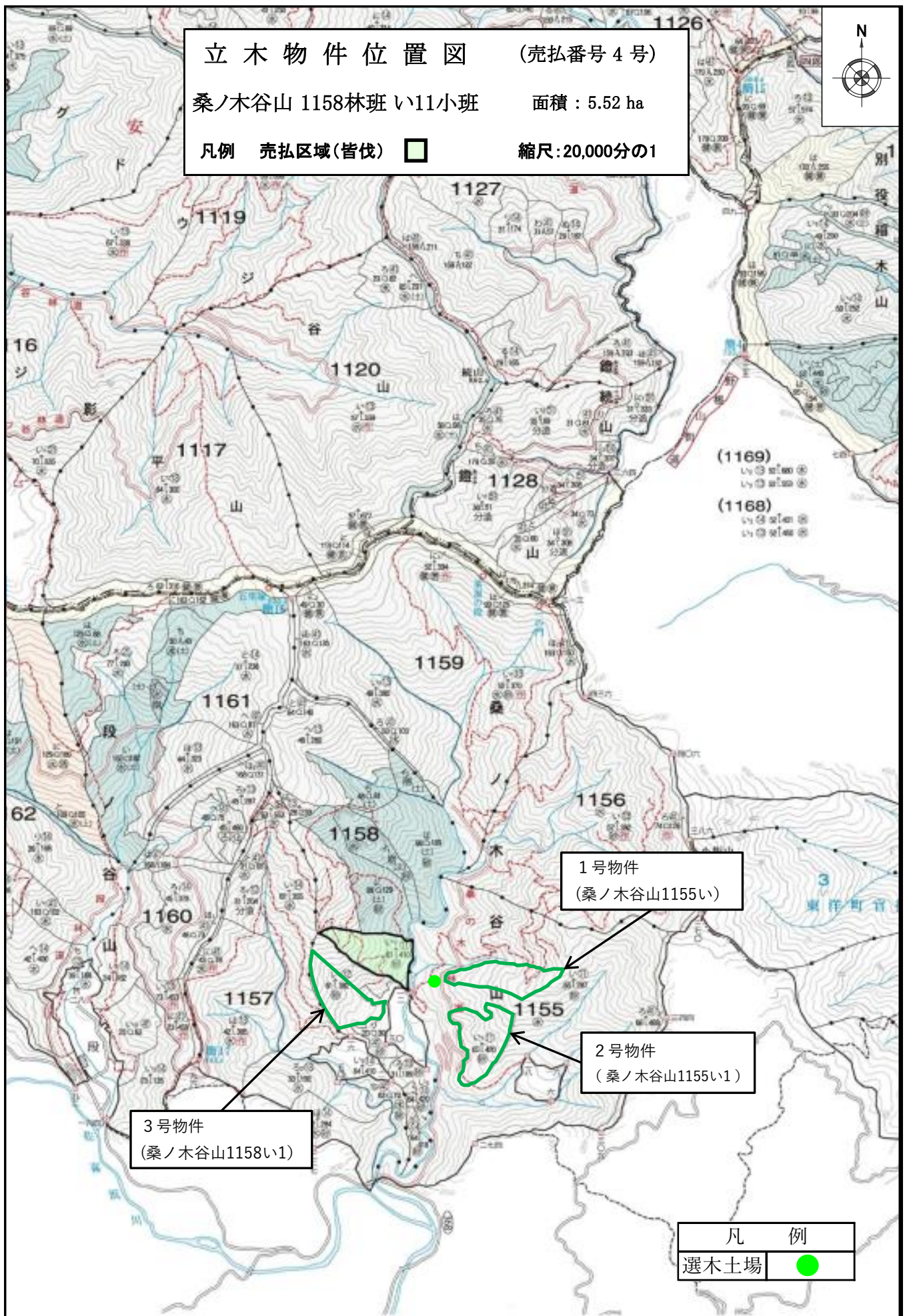
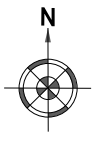
桑ノ木谷山 1158林班 い11小班

面積：5.52 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



1号物件
(桑ノ木谷山1155い)

2号物件
(桑ノ木谷山1155い1)

3号物件
(桑ノ木谷山1158い1)

凡 例	
選木土場	●

立木物件位置図

(売払番号4号)

桑ノ木谷山 1158林班 い11小班

面積：5.52 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：5,000分の1

